

**第3次 三春町地球温暖化対策実行計画**  
**(区域施策編・事務事業編)**

(案)

**令和7(2025)年 9月**

**三 春 町**

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画策定の背景・意義	1
1.	地球温暖化の現状と影響	1
2.	地球温暖化対策をめぐる国際的な動向と国内動向	2
3.	福島県と三春町の地球温暖化対策	4
第2節	計画の基本的事項	5
1.	計画の定義と位置づけ	5
2.	計画の期間、基準年度と目標年度	5
3.	計画の対象とする温室効果ガスの種類	5
4.	SDGs (持続可能な開発目標)との関わり	6
第3節	三春町の特徴と現状	7
1.	地勢と気候	7
2.	人口構造と将来推計	8
3.	産業構造	9
4.	交通	9
5.	土地利用、みどり	10
6.	ごみ	10
7.	再生可能エネルギー	11

## 第2章 区域施策編

第1節	基本的事項	12
1.	温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法	12
2.	区域の温室効果ガス排出量の推移	12
3.	部門別温室効果ガス排出量	13
第2節	区域の温室効果ガス排出量の将来推計	15
1.	将来推計の考え方	15
2.	温室効果ガス排出量の将来推計	15
第3節	区域の気候の変化と将来予測	16
1.	三春町の気候の現状	16
2.	三春町の気候の将来予測	17
3.	気候変動影響評価	19
第4節	区域の温室効果ガス総排出量削減目標	20
1.	目指す将来像	20
2.	温室効果ガス総排出量削減目標	20
第5節	温室効果ガス削減・抑制のための取り組み	21
1.	基本目標	21
2.	町の施策と取り組み	23
3.	町民・事業者の取り組み	30
第6節	地域脱炭素化促進区域	31
1.	促進区域について	31
2.	促進区域の候補となるエリア	31
3.	三春町の促進区域設定の目的と内容	32

第3章 事務事業編	
第1節 基本的事項	33
1. 温室効果ガス排出量の推移	33
2. エネルギー使用量の推移	34
3. 計画の対象とする事務事業の範囲	36
4. 温室効果ガス排出量の削減目標	36
第2節 温室効果ガス削減・抑制のための取り組み	37
1. 職員共通の取り組み	37
2. 庁舎・施設管理等での取り組み	38
第4章 計画の推進	
第1節 計画の推進体制	40
1. 区域施策編	40
2. 事務事業編	41
第2節 計画の進捗管理	42
用語集	43

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の背景・意義

### 1. 地球温暖化の現状と影響

#### (1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第6次評価報告書（2021年）によると、1850～2020年の間に、世界の平均気温は 1.1℃上昇しています。過去 50年の気温の上昇は、人類が引き起こしており、少なくとも過去 2000年にわたって、経験したことのないものであると示されました。2100年末には、1850年～1900年の平均と比べて、最小 1.0℃、最大 5.7℃上昇と予測されています。

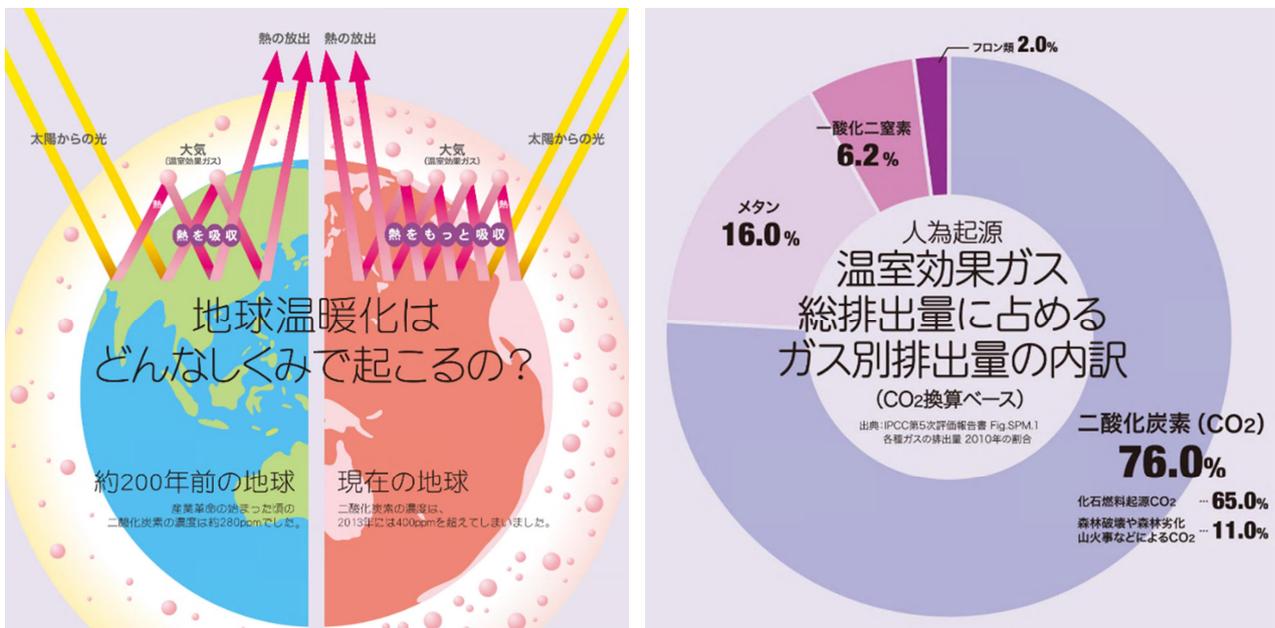


図 1-1 地球温暖化のメカニズムと温室効果ガス排出量の内訳について

## (2) 気候変動の影響

IPCC第6次評価報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていることが示されました。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

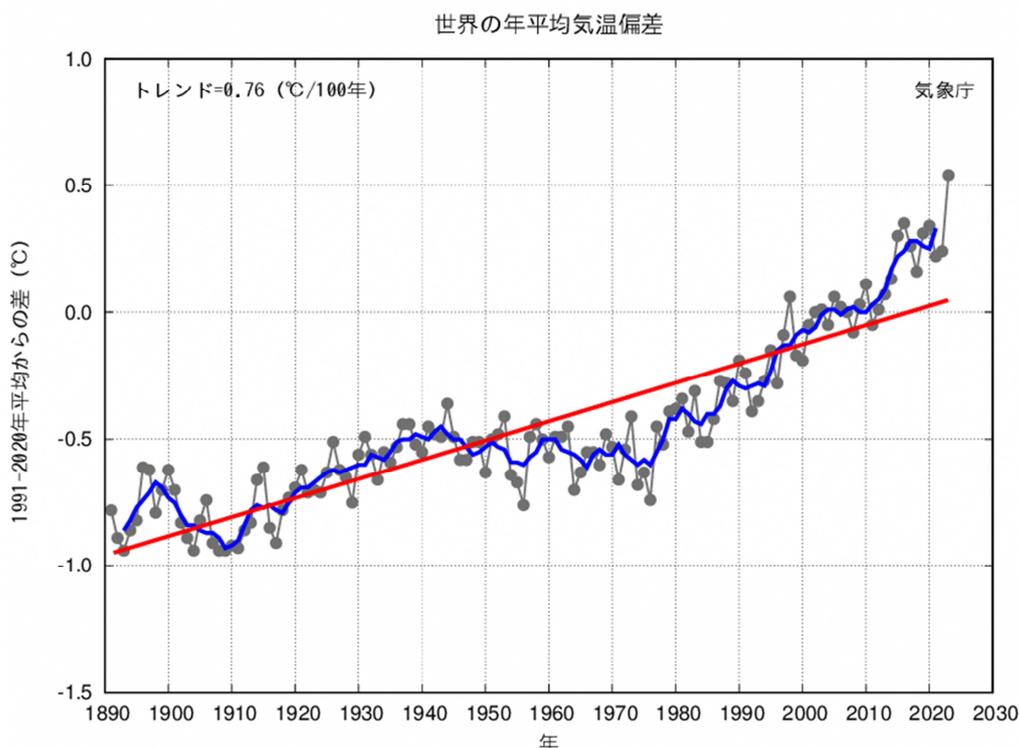


図 1-2 世界の平均気温の推移

## 2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向と国内動向

### (1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、平成 27 (2015) 年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C 未満に抑える目標も追求することなどを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、平成 9 (1997) 年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

## （２）地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、平成 27（2015）年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出しました。

また、「パリ協定」に基づき、平成 28（2016）年 5 月に、その達成に向けた具体的な取組みを定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正しています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、令和 2（2020）年 10 月には菅首相が『2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言しました。そして、令和 3（2021）年 4 月に、野心的な 2030 年度の目標として、『2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦する』ことを掲げました。

令和 3（2021）年 5 月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050 年までの脱炭素社会の実現』が明記されました。そして、法第 21 条第 4 項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村でも努力義務として求められることとなりました。

また、平成 30（2018）年 6 月には、「気候変動適応法」が公布、同年 12 月から施行されました。これは、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきものであるとして、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みを整備したものです。

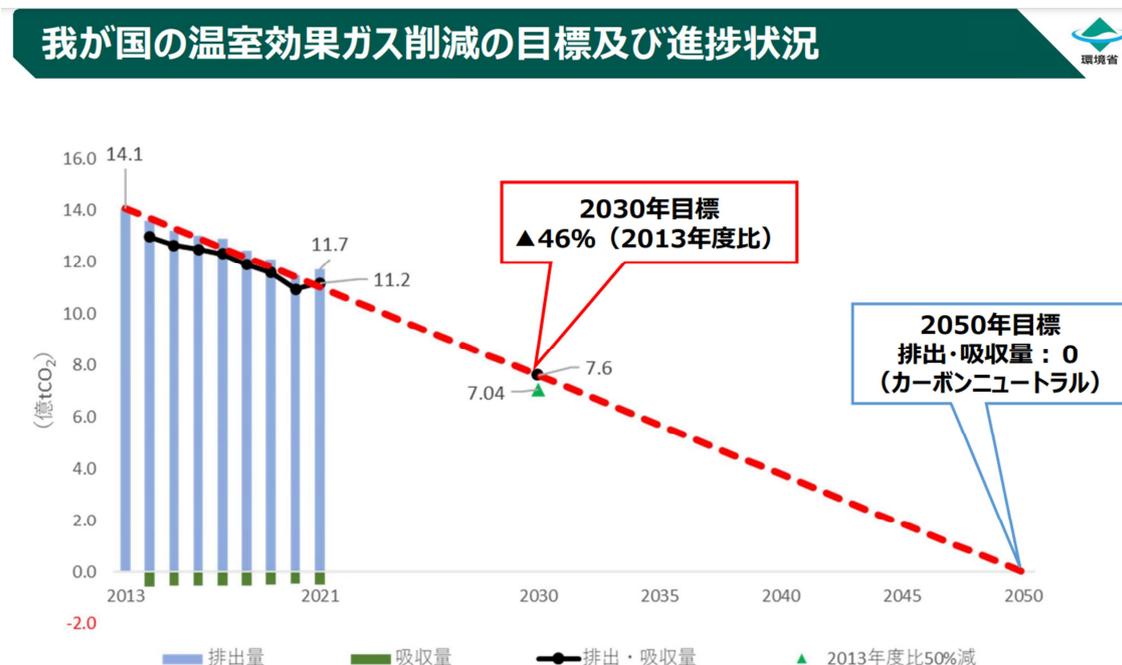


図 1-3 国の温室効果ガス削減目標及び進捗状況

【(出典) 国内外の最近の動向について (報告) 環境省 地球環境局】

### 3. 福島県と三春町の地球温暖化対策

#### (1) 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、取組を推進しています。令和3（2021）年12月に改定された計画では、温室効果ガス排出削減目標（基準年度2013年度）として、2050年度実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、2030年度マイナス50%及び2040年度マイナス75%に設定しています。温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と避けられない気候変動への適応（適応策）を地球温暖化対策の両輪として推進することを基本姿勢に取り組んでいくとしています。

第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策	
<p><b>視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底</b></p> <p>(1) 分野横断 地球にやさしい「ふくしま」県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進等</p> <p>(2) 産学、民生業務部門 産学官金の連携による中小企業の脱炭素化に向けた取組支援等</p> <p>(3) 運輸部門 電動車への転換、公共交通機関の利用促進等</p> <p>(4) 民生家庭部門 ライフスタイルの変革、電化の促進等</p> <p>(5) 廃棄物部門 廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進等</p>	<p><b>視点4 環境・エネルギー関連産業の活性化</b></p> <p>(1) 環境・エネルギー関連産業の育成・集積 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積、再生可能エネルギー・水素関連産業を担う人材の育成等</p> <p>(2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大 再生可能エネルギー・水素関連分野における販路拡大・海外展開等</p> <p>(3) 新技術の研究・開発 再生可能エネルギー・水素等関連技術開発・事業化の推進、福島イノベーション・コースト構想における実用化開発等の推進等</p> <p>(4) 水素社会に向けた対応 燃料電池自動車等の導入の推進、水素社会実証地域モデルの形成等</p>
<p><b>視点2 再生可能エネルギー等の最大限の活用</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー等の導入推進 太陽光、風力等の再生可能エネルギー導入支援、公共施設等への率先導入、水素の利活用の推進等</p> <p>(2) 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進 バイオマス発電事業への支援、木質系・農業系バイオマスエネルギーの利用促進</p> <p>(3) 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開 再エネ導入によるCO2削減量のクレジット化の周知、展開支援</p>	<p><b>視点5 未来のための環境・エネルギー教育の推進</b></p> <p>(1) 環境・エネルギー教育の充実 学校教育での環境・エネルギーへの意識醸成、森林環境教育の推進等</p> <p>(2) 指導者の養成 森林環境教育の人材育成、うつくしま地球温暖化防止活動推進員の育成</p>
<p><b>視点3 持続的な吸収源対策の推進</b></p> <p>(1) 森林吸収量確保 森林整備の推進、林業就業者の育成等</p> <p>(2) 都市緑化の推進 都市公園等の緑地拡大等</p> <p>(3) 藻場・干潟による吸収量確保 CO2吸収や水質浄化等の多面的機能を持つ藻場・干潟の保全</p>	<p><b>視点6 脱炭素型の地域づくりの推進</b></p> <p>(1) 持続可能なエネルギー社会の構築 自家消費の推進、県産再生可能エネルギーの利活用拡大等</p> <p>(2) 環境負荷の少ないまちづくりの推進 小売商業施設の適正な配置、交通渋滞の緩和、解消等</p> <p>(3) 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成</p>

図1-4 福島県地球温暖化対策推進計画「温室効果ガス排出抑制等に関する施策」

#### (2) 三春町の地球温暖化対策

三春町では、平成23（2011）年に「第1次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成28（2016）年に「第2次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定、また、平成31（2019）年に「三春町地域まるごと省エネ計画～三春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」を策定し、町の事務事業と区域全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

現行計画で推進してきた地球温暖化対策に加えて、計画期間中の社会情勢の変化や技術革新の動向を踏まえ、「三春町地球温暖化対策実行計画」と「三春町地域まるごと省エネ計画」を1つの計画に統合した「第3次三春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」をこの度策定し、新たな削減目標を掲げ地球温暖化対策を推進していきます。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1. 計画の定義と位置づけ

「第3次三春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」は、本町全体から排出される温室効果ガスの排出抑制（区域施策編）及び町の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制（事務事業編）の実行のために、町民・事業者・町（行政）の各主体の役割を明確にし、地球温暖化対策に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

そして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画」と、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとします。

また、本計画は、三春町長期計画、町の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

### 2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下のとおりとします。

計画期間	令和7（2025）年度 ～ 令和12（2030）年度
基準年度	区域施策編：平成25（2013）年度 事務事業編：平成26（2014）年度
目標年度	2030年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内でも、法や条例の制定・改廃、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3. 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討します。

表 1-1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	事務所や店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

#### 4. SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、2030年までに実現を目指して、世界全体で明るい未来を作るための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成された国際社会共通の目標です。



本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを以下に示します。以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本町の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取り組みを進めていきます。

<p><b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人が利用可能な、信頼性が高く持続可能な現代エネルギーの確保。</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 災害に強く回復力のある強靱（レジリエント）なインフラの整備、すべての人のための持続可能な産業化の促進、技術革新の推進。</p>
<p><b>11</b> 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 すべての人が受け入れられる、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換。</p>
<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任つかう責任】 持続可能な消費と生産パターンの確保。</p>
<p><b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動とその影響への緊急対策の実施。</p>
<p><b>14</b> 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>【海の豊かさも守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p><b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用促進、持続可能な森林管理、砂漠対策、土地劣化の阻止と回復、生物多様性の損失防止。</p>

### 第3節 三春町の特徴と現状

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを検討するにあたって必要となる自然的社会的特性と課題は、以下のとおりです。

#### 1. 地勢と気候

三春町は福島県のほぼ中央に位置し、中核市である郡山市から東へ約9km、阿武隈山系の西南部にあり、町のほとんどが標高300mから500mの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続いています。町内にJRの停車駅や高速道路のICが立地するとともに、南へ20kmの位置に空港もあり、交通アクセスは非常に便利です。

気候は内陸性で、冬の降雪は少なく、夏もあまり暑くないため過ごしやすいのが特徴です。

昭和30年に、三春・御木沢・沢石・要田・中郷・中妻・岩江(一部)の7町村が合併し誕生したのが現在の三春町で、地区によって大きく異なる特徴があります。

表 1-2 各地域の環境特性

三春地区	公共施設などが集まる町の中心市街地であり、街路事業により街並みが整備されているとともに、多くの神社仏閣がまとまって建立されており、城下町の風情が残っているのが特徴です。最近では、蔵を改修した新たな店舗の出店などもあり、神社などと併せ徒歩で散策するのも魅力的なエリアとなっています。
沢石地区	町の北東部に位置し、緑豊かな里山の風景が広がる地区です。蛸や沢蟹など、近年ではあまり見ることができない多様な生態系が今なお生息し、自然共生型の地域づくりが行われています。
要田地区	近隣の田村市にJR要田駅があるとともに、船引三春ICも立地することから、周辺へのアクセスに非常に優れた地区です。また、大規模な工業団地も立地しています。
御木沢地区	JR三春駅があり、町への玄関口になっているとともに、近隣市町村へのアクセスにも優れます。また、大規模な工業団地も立地しています。
岩江地区	中妻地区と同様に郡山市に隣接しており、JR舞木駅も立地することから、郡山市へのアクセスが非常に良いのが特長です。そのため、郡山市へ通勤・通学する町民も多く、人口も三春地区に次ぐ規模となっています。
中妻地区	野菜の直売などを行う「三春の里田園生活館」のほか、「BRITOMART」など、魅力的な物産施設や飲食店が数多く立地しており、中郷地区と同様に、町外から多くの人を訪れるエリアとなっています。
中郷地区	三春ダムにより形成された「さくら湖」があり、日本三大桜の「滝桜」もこの地区にあります。このほか、約3,000本の桜が楽しめる「さくらの公園」などもあり、春には特に多くの観光客が訪れる町の一大観光地となっています。また、大規模な工業団地も立地しています。

このように、市街地、大規模工業団地、ベッドタウン、観光地等、それぞれの地区において、多様な特性をもっており、業務部門、産業部門、家庭部門、運輸部門それぞれの部門での温室効果ガス排出量の抑制等に対応する必要性が考えられます。

## 2. 人口構造と将来推計

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口(15 - 64 歳)は、平成7 (1995) 年以降減少傾向となっています。年少人口(0-14 歳)は、減少が続いている一方、老年人口(65 歳以上)は増加が続いており、平成7 (1995) 年には、老年人口が年少人口を上回っています。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、老年人口も令和 12 (2030) 年以降は減少に転ずると予測されています。

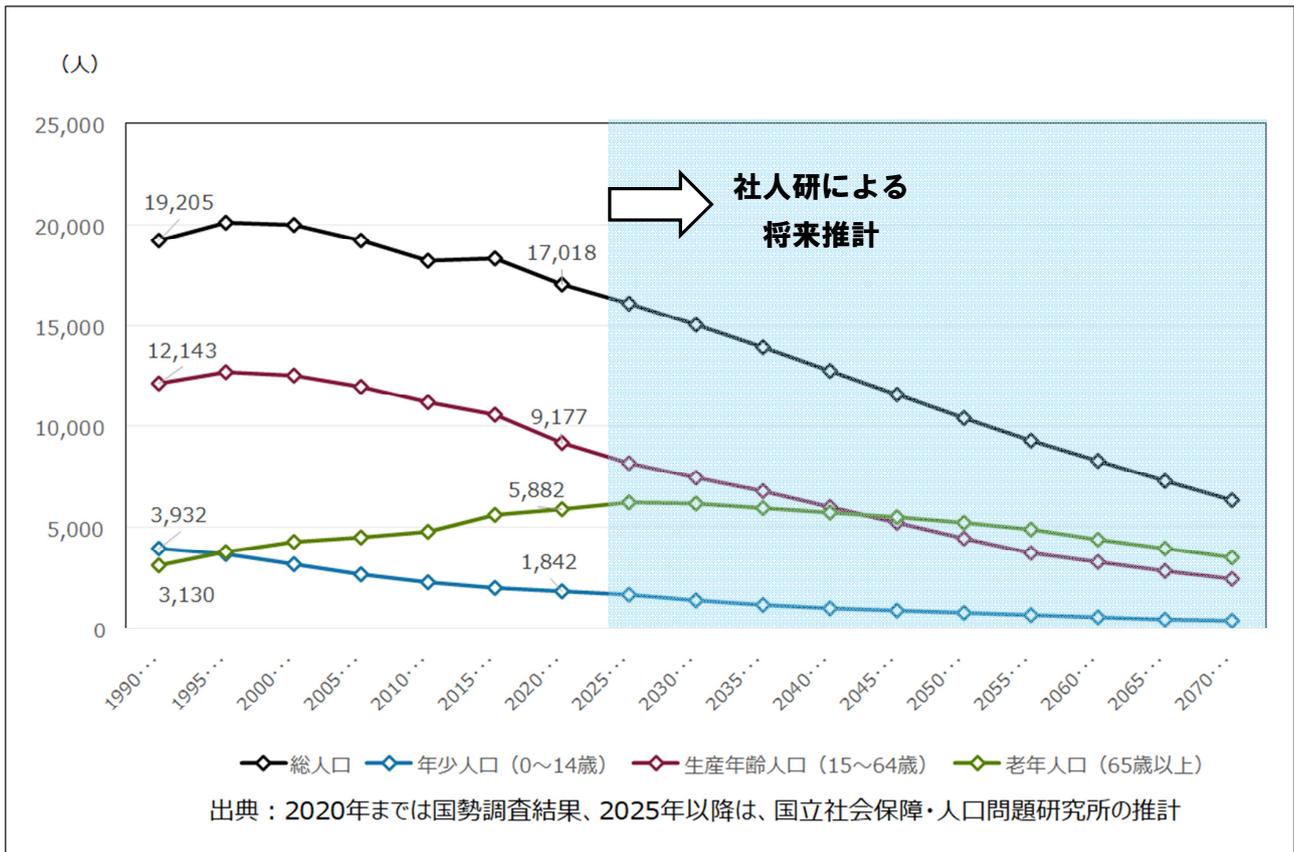


図 1-5 年齢3区分別人口の推移 【(出典) 三春町人口ビジョン】

### 3. 産業構造

産業分類でみると第3次産業（商業、金融業、運輸業、サービス業等）が徐々に増加し、第2次産業（工業、建設業、製造業）と第1次産業（農業、林業）が減少しています。

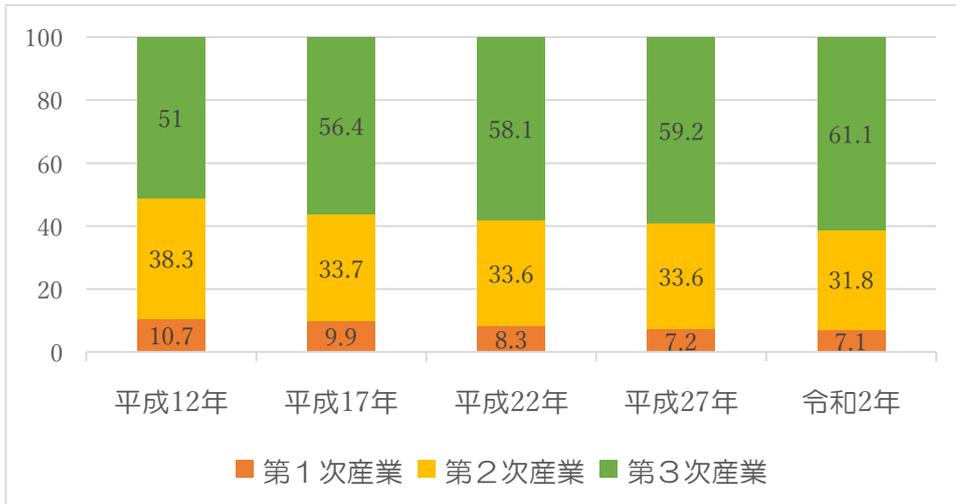


図 1-6 産業別就業人口割合（令和2年） 【(出典) 国勢調査報告 総務省統計局】

### 4. 交通

三春町における自動車保有台数は、令和5年度末時点で15,695台で、過去5年間で約70台減少しています。

三春町の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、タクシーがありますが、JR磐越東線は郡山市など町外への重要な交通手段であり、1日に約1,000人が三春駅を利用しています。路線バスでは、福島交通㈱が郡山市や田村市を結ぶ2路線を運行しています。町営バスは、通勤・通学や通院、買い物などの町内の移動手段として18路線運行しています。タクシーは、町内に3つの事業所があり、いつでもどこからでも乗ることができる交通手段として利用されています。



図 1-7 三春町内の保有車両台数 【(出典) 東北運輸局 福島県市町村保有車両数】

## 5. 土地利用、みどり

三春町の町域面積は7,276haであり、そのうち山林（36%）の占める面積が最も多く、次いで畑（19%）、宅地（7%）となっています。

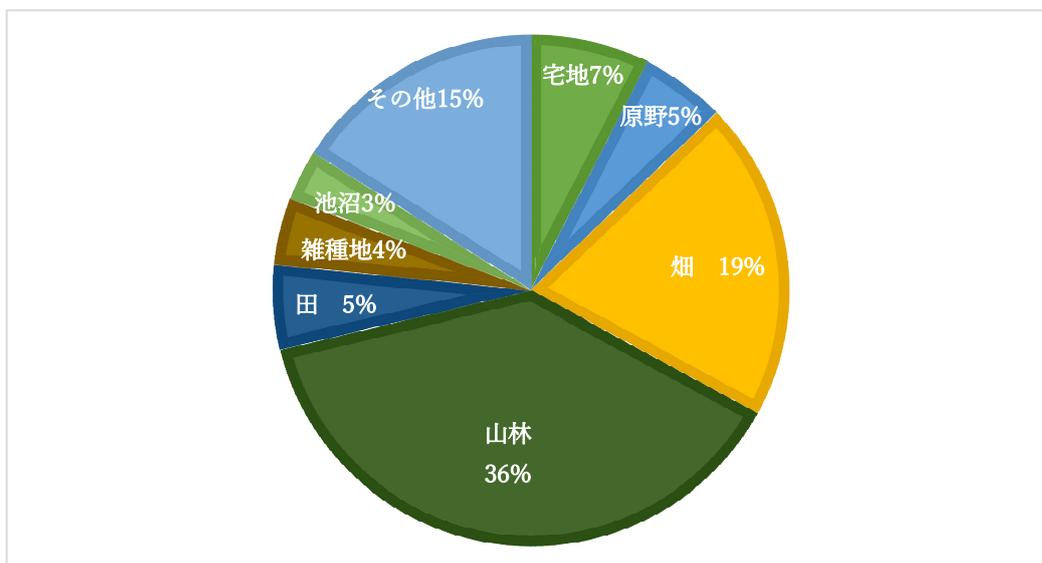


図 1-8 三春町内の土地利用の状況（令和5年度）  
【(出典) 三春町町政要覧 資料編】

## 6. ごみ

三春町のごみ焼却量はH26年以降増減を繰り返し、R5年には4,100tまで減少しました。

また、最終埋立発生量としてはR3年より焼却灰が追加されたことにより増加しましたが、そこからは徐々に減少しています（図1-9）。

R2年より容器プラスチックの処理方法が変わったことや古紙の排出量が減少したことにより、リサイクル率が低下しています（図1-10）。

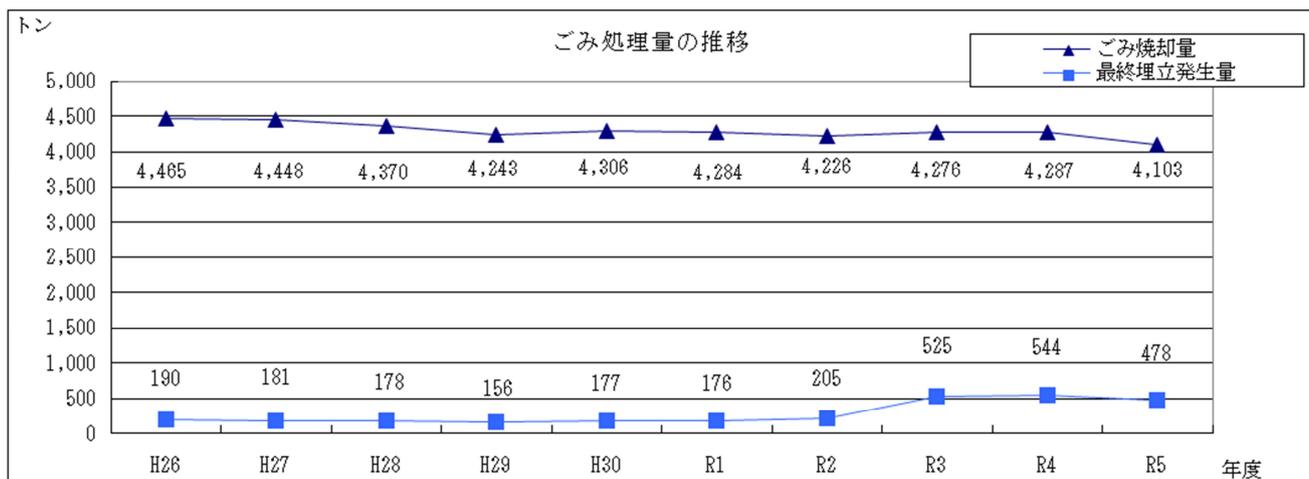


図 1-9 三春町のごみ処理量（焼却、埋立）の推移

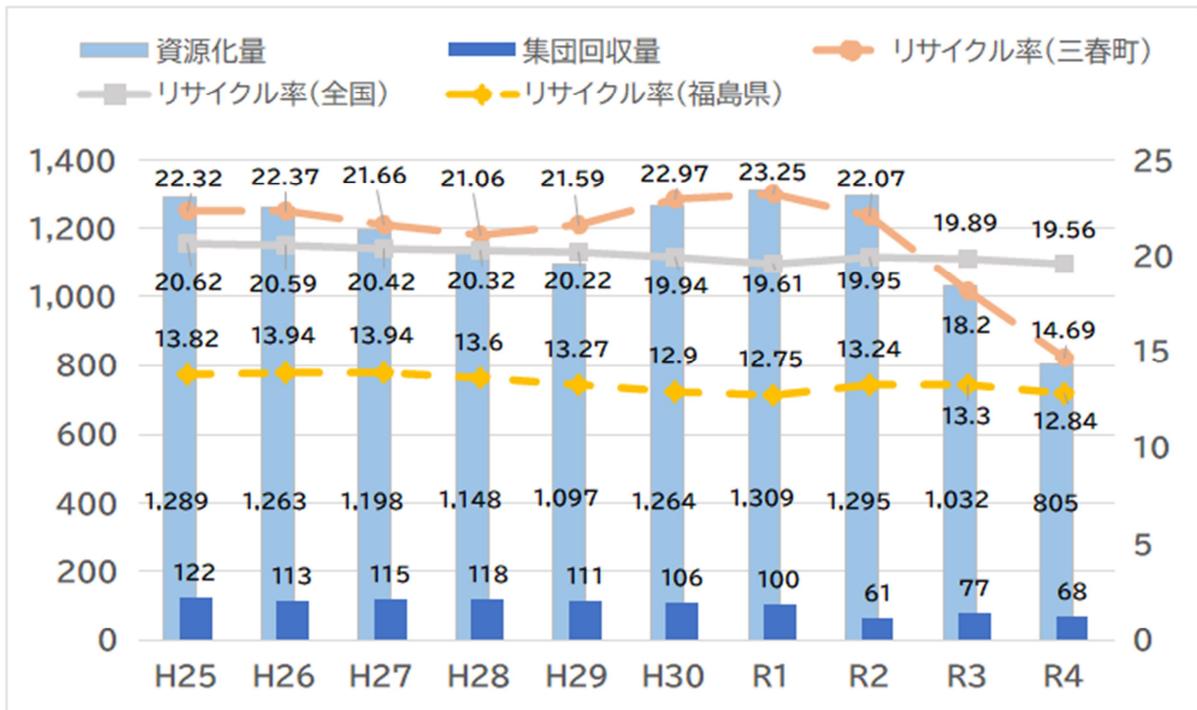


図 1-10 リサイクル率の推移 全国・福島県・三春町

## 7. 再生可能エネルギー

町は、二酸化炭素排出量の削減及び防災拠点施設における災害時の電源確保等を目的に、福島県防災拠点支援事業補助金等を活用して、公共施設や小中学校の計7か所に太陽光発電及び蓄電池を設置し稼働しています。

表 1-3 三春町内の公共施設への再生可能エネルギー導入状況

施設名	再生可能エネルギーの種別・容量	
三春町役場	太陽光発電 10kW	
三春交流館「まほら」	太陽光発電 20kW	蓄電池 18.2kWh
三春町民体育館	太陽光発電 10kW	蓄電池 11kWh
沢石小学校	太陽光発電 10kW	蓄電池 12kWh
中郷小学校	太陽光発電 20kW	蓄電池 25.3kWh
岩江中学校	太陽光発電 20kW	蓄電池 25.3kWh
岩江こども園	太陽光発電 20kW	蓄電池 11kWh

## 第2章 区域施策編

### 第1節 基本的事項

#### 1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

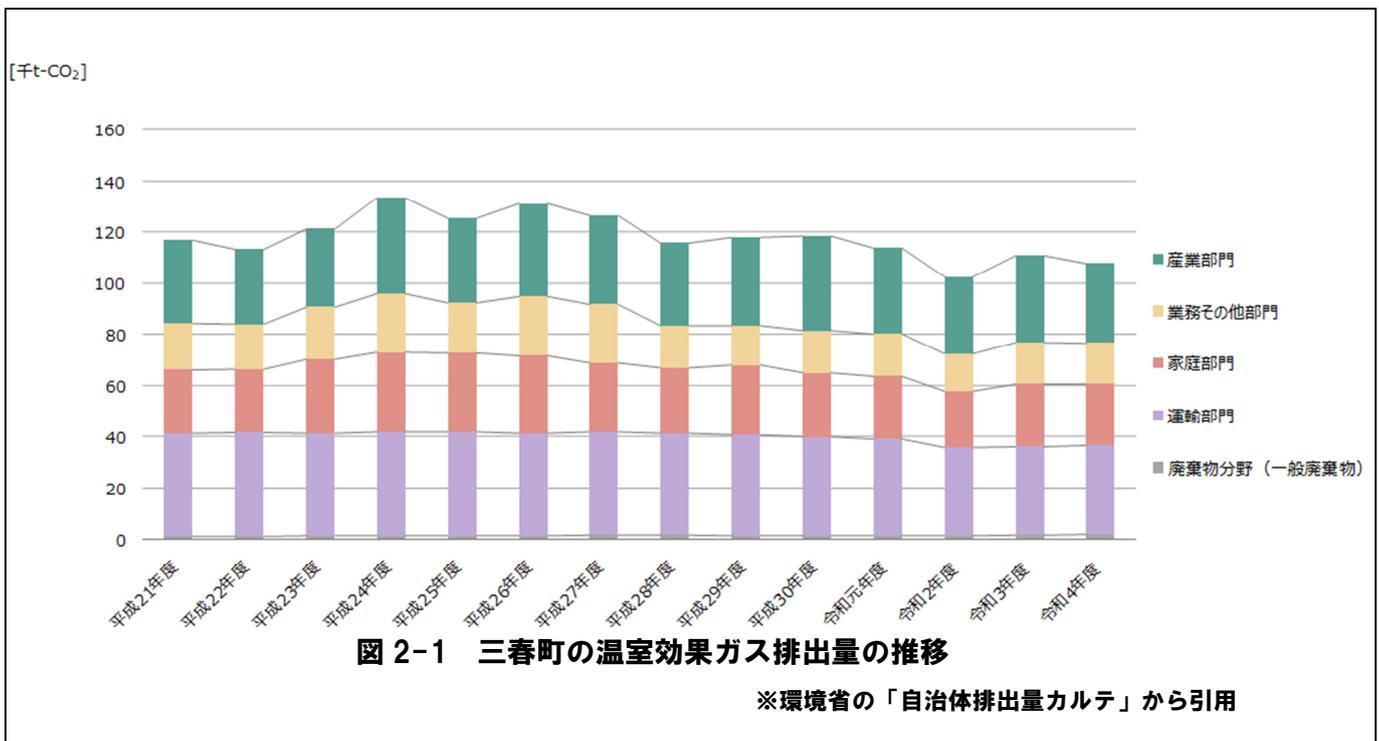
温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

区域施策編の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省による「自治体排出量カルテ」を参照しています。

#### 2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、平成 24（2012）年度以降は減少傾向です。直近の令和 4（2022）年度の排出量は、108 千 t-CO<sub>2</sub> でした。



### 3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である平成 25（2013）年度における本町の温室効果ガス排出量の合計は、125 千 t-CO<sub>2</sub>となっており、内訳は、運輸部門が 32%、産業部門が 26%、家庭部門から 25%、業務その他部門が 16%、一般廃棄物からの排出量が約 1%となっています。

一方、直近の令和 4（2022）年度における本町の温室効果ガス排出量の合計は、108 千 t-CO<sub>2</sub>となっており、内訳は、産業部門が 29%、運輸部門が 32%、家庭部門から 22%、業務その他部門が 15%、一般廃棄物からの排出量が約 2%となっています。

県や全国と比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、業務その他部門と産業部門の割合が少なくなっています。

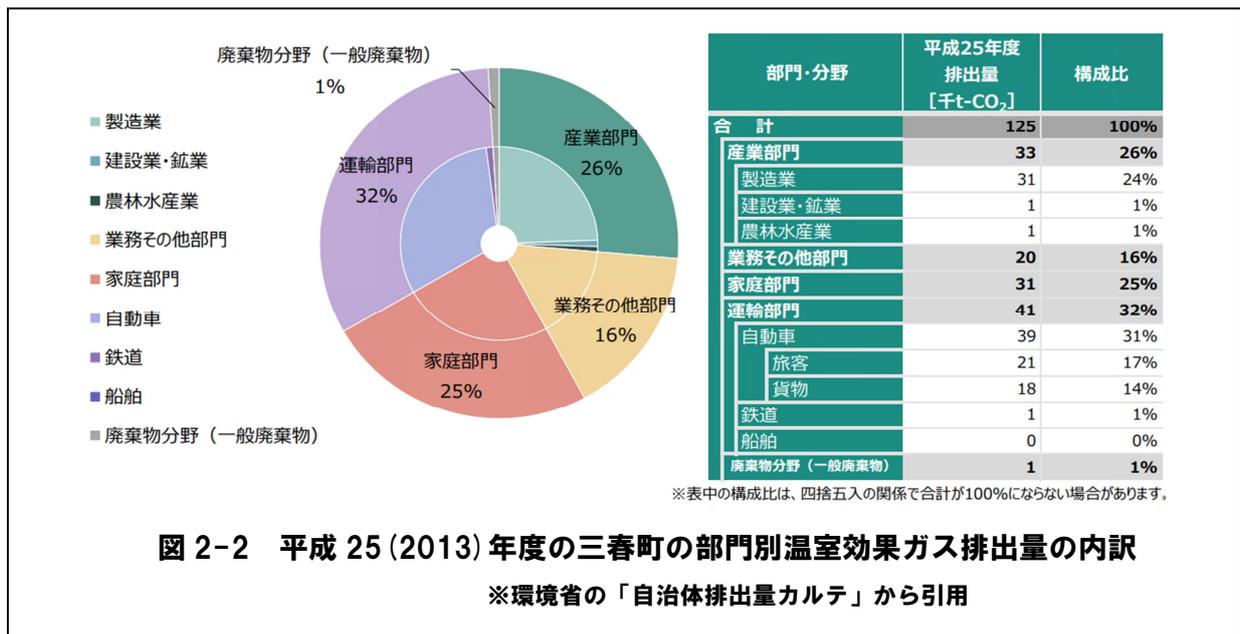


図 2-2 平成 25 (2013) 年度の三春町の部門別温室効果ガス排出量の内訳  
※環境省の「自治体排出量カルテ」から引用

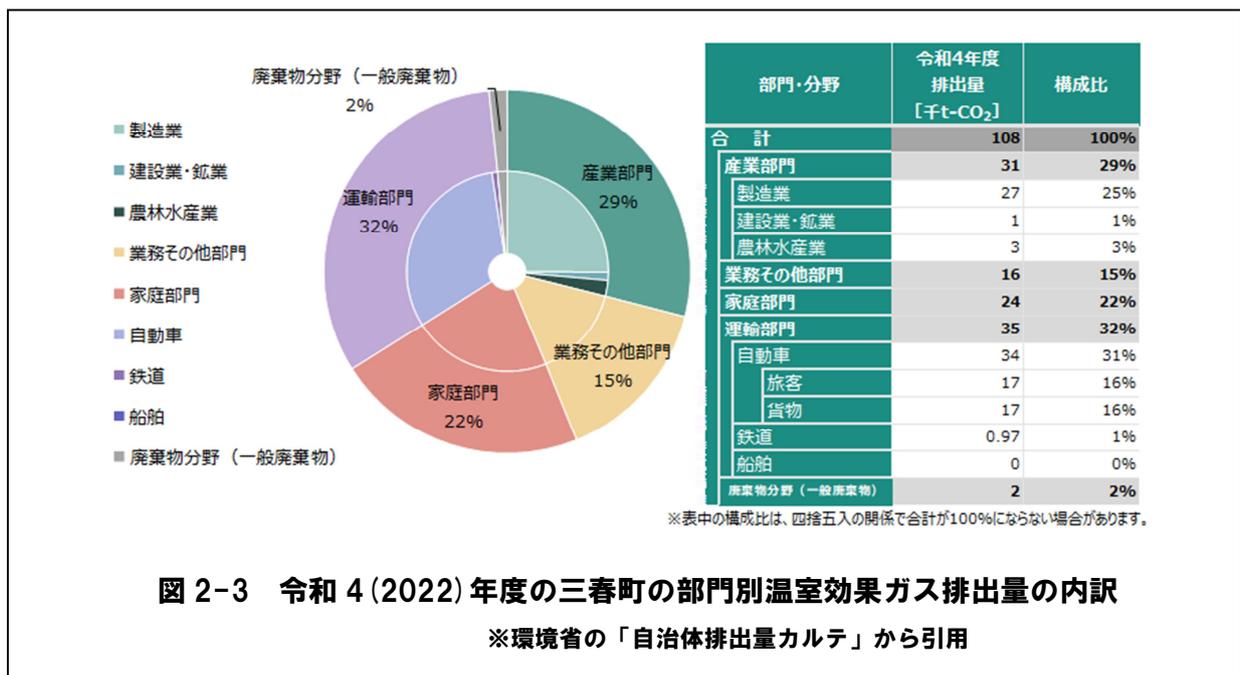


図 2-3 令和 4 (2022) 年度の三春町の部門別温室効果ガス排出量の内訳  
※環境省の「自治体排出量カルテ」から引用

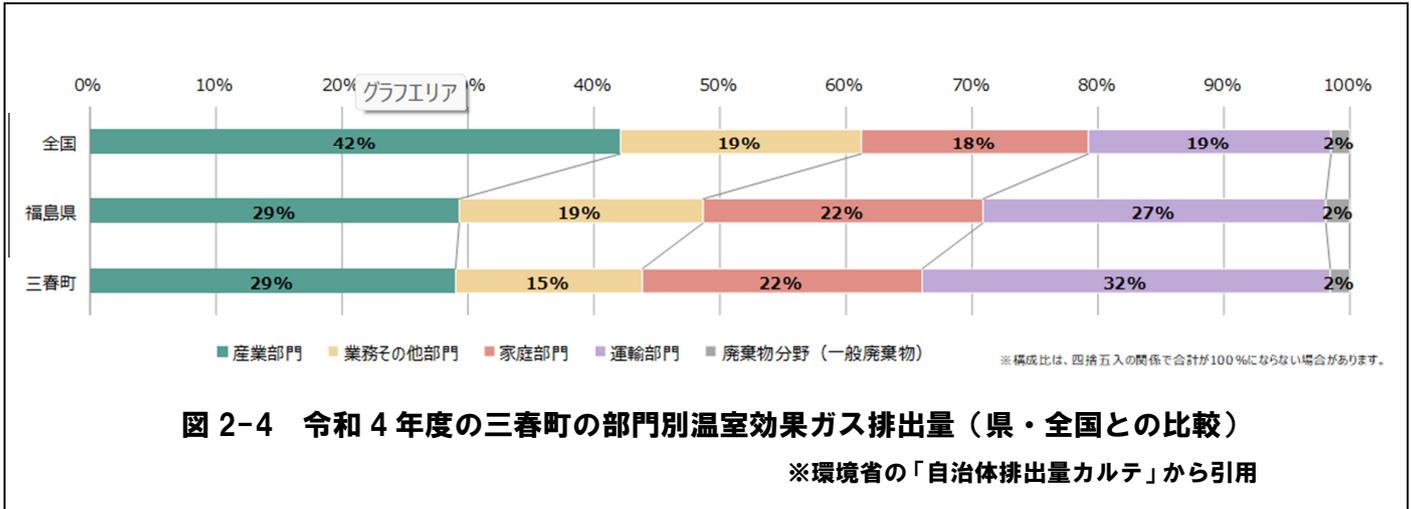


図 2-4 令和 4 年度の三春町の部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）

※環境省の「自治体排出量カルテ」から引用

表 2-1 三春町の部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013(平成25)年度		2022(令和4)年度		2013年と2022年の比較	
	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	構成比	2013年度比 減増量 (千t-CO <sub>2</sub> )	増減率
合計	125.00	100%	108.00	100%	-17.00	86.4%
産業部門	33.00	26%	31.00	29%	-2.00	93.9%
製造業	31.00	25%	27.00	25%	-4.00	87.1%
建設業・鉱業	1.00	1%	1.00	1%	0.00	100.0%
農林水産業	1.00	1%	3.00	3%	2.00	300.0%
業務その他部門	20.00	16%	16.00	15%	-4.00	80.0%
家庭部門	31.00	25%	24.00	22%	-7.00	77.4%
運輸部門	41.00	32%	35.00	32%	-6.00	85.4%
自動車	39.00	31%	34.00	31%	-5.00	87.2%
旅客	21.00	17%	17.00	16%	-4.00	81.0%
貨物	18.00	14%	17.00	16%	-1.00	94.4%
鉄道	1.00	1%	0.97	1%	-0.03	97.0%
船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	100.0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	1.00	1%	2.00	2%	1.00	200.0%

※「自治体 排出量カルテ」から作成

## 第2節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

### 1. 将来推計の考え方

将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量を推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、環境省「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（平成28年3月）を用いて算出しました。

### 2. 温室効果ガス排出量の将来推計

三春町の温室効果ガス排出量は、令和3（2021）年度までに13%減少しており、令和12（2030）年度には92千t-CO<sub>2</sub>（2013年度比-23%）になると推計されました。今後、三春町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

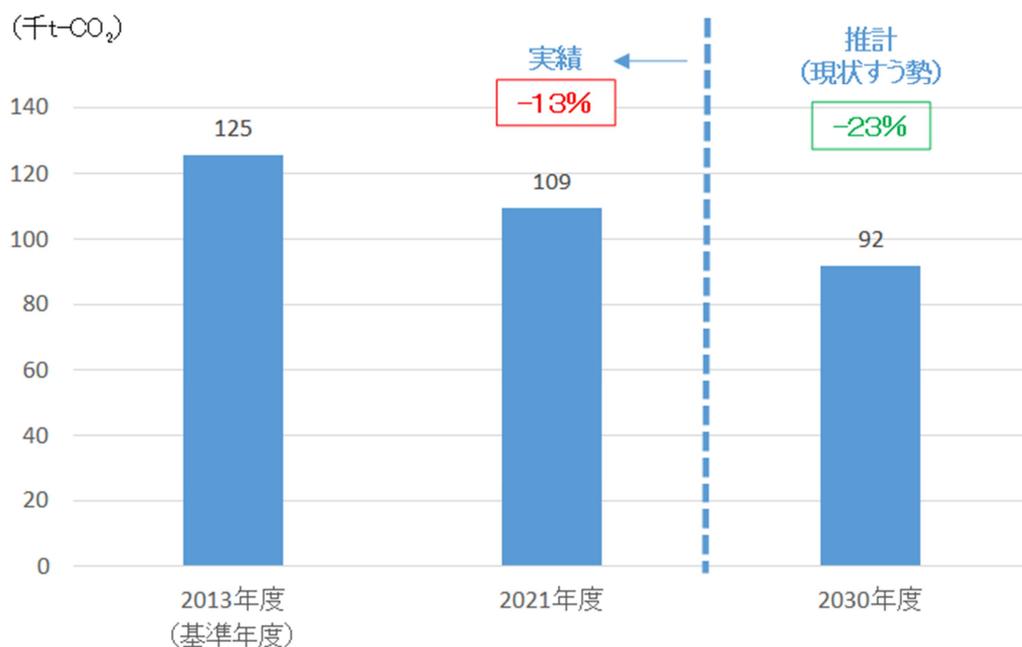


図 2-5 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

### 第3節 区域の気候の変化と将来予測

#### 1. 三春町の気候の現状

令和5年3月に、福島県と福島大学が共同で作成し公開された「福島県の気候変動と影響の予測」では、福島県内の主要観測所における現在までの気候についてまとめられています。また、仙台管区気象台のHPでも、福島県内の気候の変化が掲載されています。その中で、三春町に最も近い福島県内の観測地点「福島地方気象台」の気象観測情報から、三春町の気候の現状を以下のようにまとめました。

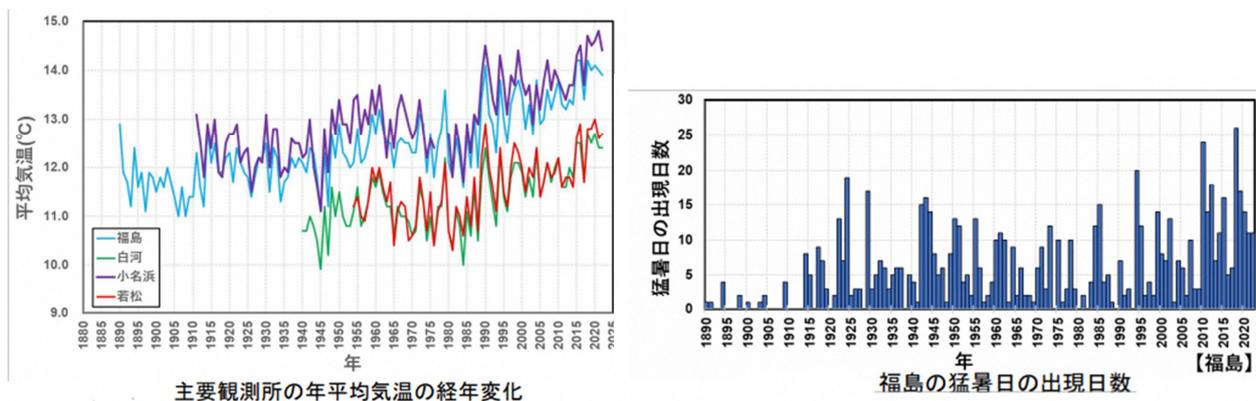
年平均気温は、1890年から2020年までの福島の年平均気温は100年あたり1.5℃の割合で長期的に上昇しているとみられます。また、2015、2016、2018年の3年で14.2℃と過去最高値を記録しました。一方で年平均気温の最低値は、1906年に11.0℃でした。近年に最高気温が記録更新されていませんが、近年に既往最大の最高気温に類似した気温がほぼ毎年認められており、最高気温記録上位の日は大半が2010年以降の時期に偏っております。

猛暑日についても、出現が増加している傾向は明らかであり、近年になり熱中症など健康被害を引き起こしやすい深刻な気象状況が顕在化していることを示されています。

真冬日（日最高気温0℃未満）の日数については、1980年以降に真冬日の出現日数が減少傾向にあることが示されています。

平均年降水量は、1961年から1980年に1065mmであったことに対して、2001年から2020の間では1207mmと増加傾向にあります。ただ、福島県内における降水量の最大と最小の差は1890年から1973年の約2.5倍であり、近年のものではないことから、最近は年降水量の増加傾向が認められるものの、年単位の極端な変動は従来ほどではないことが示されています。

降雪については、大きな変化傾向はみられません。



【(出典) 福島県の気候変動と影響の予測」令和5年3月福島大学】

図 2-6 福島地方気象台の気候の変化

## 2. 三春町の気候の将来予測

福島県では、令和5年3月に公開された「福島県の気候変動と影響の予測」にて、IPCCの第6次評価報告書に基づき、現在気候（1981～2000年）と2030年期（2021～2040年）、2050年期（2041～2060年）、2100年期（2081～2100年）を比較して、SSP1-2.6（持続可能な発展の下で気温上昇を2.0℃未満に抑える）、SSP2-4.5（中道的な発展の下で気候政策を導入する）、SSP5-8.5（化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない）の3パターンの将来予測のシミュレーションが行われています。

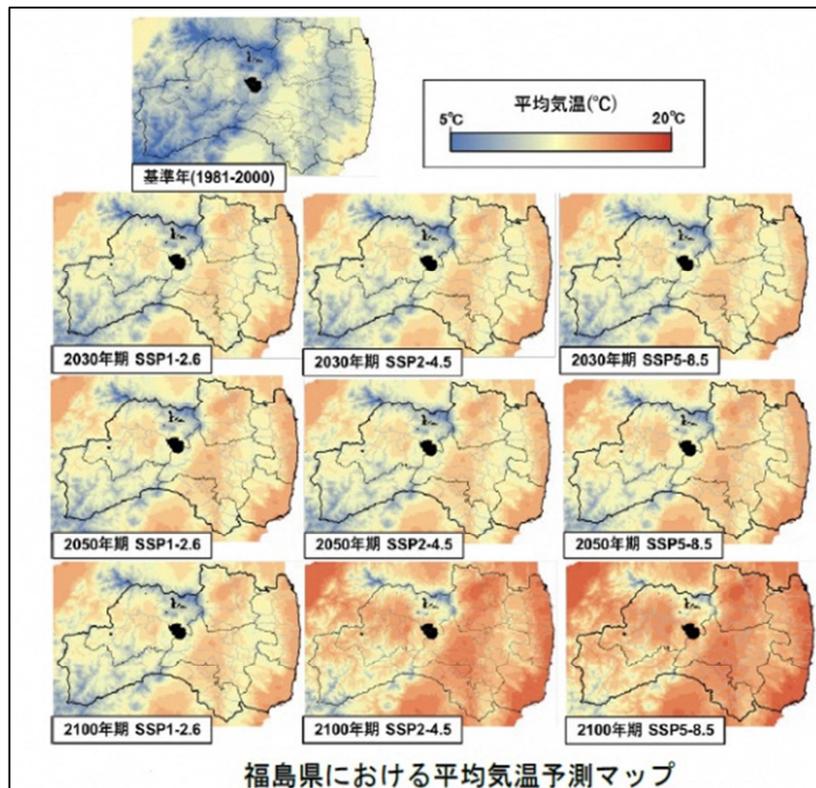
これによると、2100年期には、現在気候と比較して福島県の年平均気温はSSP5-8.5の場合は4.4℃上昇し、現在の宮崎と同程度となりますが、SSP1-2.6の場合は1.5℃の上昇に留まると予測されており、地球温暖化対策の実施如何によって差が顕著に出ています。年間降水量については、気温ほど敏感な温室効果ガス排出の影響は見られませんが、温室効果ガス排出量などの多い側のSSP2-4.5、SSP5-8.5で降水量が増加する傾向が見られます。

シナリオ別の平均気温の上昇量

シナリオ	2030 年期	2050 年期	2100 年期
SSP1-2.6	1.2℃	1.5℃ (2.1℃)	1.5℃ (1.9℃)
SSP2-4.5	1.3℃	1.5℃ (1.9℃)	2.5℃ (3.0℃)
SSP5-8.5	1.7℃	2.1℃ (2.1℃)	4.4℃ (5.3℃)

※1 評価基準期間[1981-2000]を基にした平均気温の上昇となります（評価基準期間：平均気温9.88度）。

※2 ()の参考数値は平成27年度の解析結果であり、基準期間も1981-2010年と異なります。



シナリオ別の年降水量の変化量

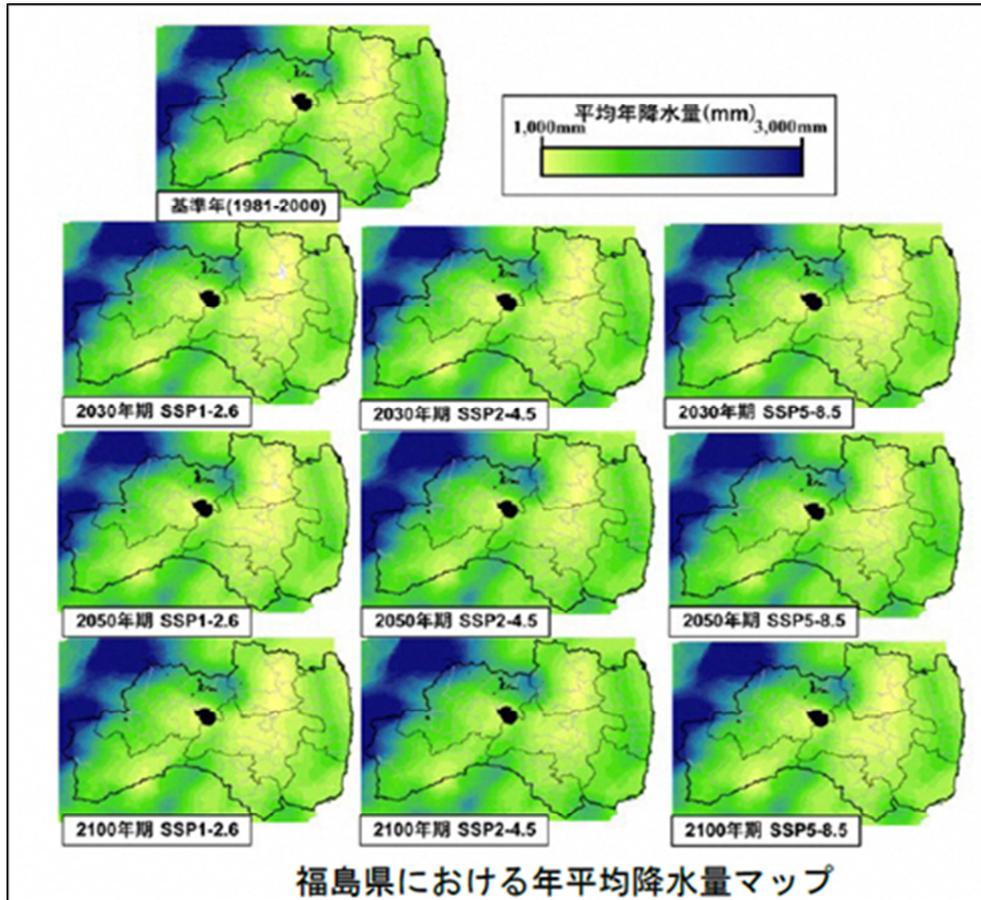
シナリオ	2030 年期	2050 年期	2100 年期
SSP1-2.6	14.0mm	-0.3mm	21.1mm
SSP2-4.5	133.7mm	100.0mm	102.0mm
SSP5-8.5	43.8mm	77.5mm	40.5mm

※1 評価基準期間[1981-2000]を基にした年降水量平均値の変化となります(評価基準期間：平均気温 1733.9mm)。

地域・シナリオ別の年降水量の変化量

年代	シナリオ	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
2030 年期	SSP1-2.6	-36.6	-19.8	-28.2	20.1	-4.0	-41.8	-23.4
	SSP2-4.5	114.0	96.3	119.4	101.8	102.3	121.4	117.5
	SSP5-8.5	39.9	21.9	27.1	28.7	26.7	39.7	39.6
2050 年期	SSP1-2.6	-30.0	-13.0	-20.3	10.6	0.6	-17.1	-22.7
	SSP2-4.5	85.4	72.9	89.9	87.5	91.6	73.9	63.9
	SSP5-8.5	59.1	55.3	72.6	63.1	76.3	54.3	42.7
2100 年期	SSP1-2.6	-28.1	-11.9	-19.8	35.2	14.8	-38.3	-36.2
	SSP2-4.5	107.7	88.4	101.5	91.7	82.4	113.8	105.8
	SSP5-8.5	54.7	12.7	-2.1	48.4	32.7	34.9	-36.6

※1 評価基準期間[1981-2000]を基にした年降水量平均値の変化となります。



【(出典)「福島県の気候変動と影響の予測」令和 5 年 3 月福島大学】

図表 2-1 福島県の気候の将来予測

### 3. 気候変動影響評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び県の気候変動影響評価を踏まえて、三春町における気候変動の影響評価を整理しました。

気候変動影響評価表

影響評価凡例						
【重大性】 ●：特に大きい		◆：特に大きいとは言えない		—：現状では評価できない		
【緊急性】 ●：高い		▲：中程度		■：低い		
【確信度】 ●：高い		▲：中程度		■：低い		
				—：現状では評価できない		
大項目	小項目	県の既往の気候変動影響	将来予測される町への影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・漁業	水稻生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一等米比率低下</li> <li>・収量の減少</li> <li>・病害虫分布域拡大</li> <li>・水資源の利用方法の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整粒率や一等米比率低下、水稻の発病増加</li> <li>・融雪の早期化等による用水の取水時期への影響</li> </ul>	●	●	●
	野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫期の早まり</li> <li>・生育障害の発生頻度増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な品種選択で影響回避が可能</li> </ul>	●	●	▲
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹の浮皮</li> <li>・果実の着色不良、日焼け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培適地の北上</li> <li>・高温による生育障害</li> </ul>	●	●	●
	林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来影響は不確定</li> </ul>	◆	▲	▲
自然生態	水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間降水日数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪の河川流況の変化</li> </ul>	●	▲	▲
	自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高山帯・亜高山帯の植生の衰退や分布の変化</li> <li>・野生鳥獣の分布拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡り鳥等野鳥の経路や時期の変化</li> <li>・生物多様性等へのリスク</li> </ul>	●	●	—
災害	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間強雨や大雨の発生により甚大な水害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を起こしうる河川増加</li> <li>・施設の能力を上回る外力による水害が頻発</li> </ul>	●	●	▲
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間強雨の増加に伴う土砂災害発生件数の増加</li> <li>・深層崩壊発生件数の増加</li> <li>・降積雪の年変動が増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨量増加に伴う集中的な崩壊・土石流の頻発化</li> <li>・大量の流木が発生する災害の顕在化</li> </ul>	●	●	▲
	地域基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録的豪雨等による地下浸水、停電や水道等への影響</li> <li>・豪雨や台風による道路交通路の遮断等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加等に伴うインフラ・ライフラインへの影響リスク</li> </ul>	●	●	▲
健康・生活	暑熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温の上昇による超過死亡の増加</li> <li>・熱中症搬送者数の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱波の頻度増加で熱ストレスによる死亡リスクの増加</li> <li>・熱中症搬送者数の倍増</li> </ul>	●	▲	▲
	感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒトスジシマカの分布域の拡大</li> </ul>	●	▲	▲
産業	金融・保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険損害の著しい増加と恒常的に被害が出る確率上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害とそれに伴う保険損害の増加</li> </ul>	●	▲	▲
	観光業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にみられず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源を活用したレジャーへの影響</li> <li>・滝桜への影響</li> </ul>	●	●	▲

## 第4節 区域の目指す将来像および削減目標

### 1. 目指す将来像

「第8次三春町長期計画」では、町民の一人ひとりが「ふるさと」である町を大切に想い、幸せを感じながら共生していく「まちづくり」の実現を描いており、以下のとおり将来像を定めています。

「いつまでも“ゆかしい”まち 三春」

※ “ゆかしい”とは…心がひかれる、なつかしく感じられる、好奇心がそそられる

本計画においてもこの将来像をもとに、“ゆかしい”まちを実現し、基本目標の1つである【安心な暮らしはぐくむ地域づくり】を念頭に置き、地球温暖化対策に取り組むものとします。

### 2. 温室効果ガス総排出量削減目標

国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、令和3（2021）年4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

また、福島県では、「基準年度（2013年度）比で2030年度に50%削減する」ことを目標に掲げています。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえて次のとおり設定します。

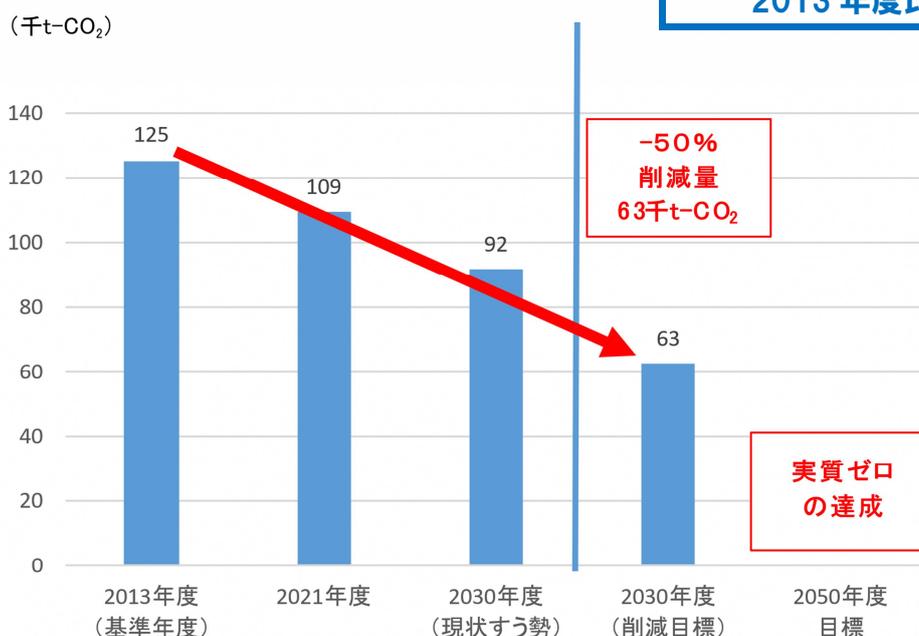
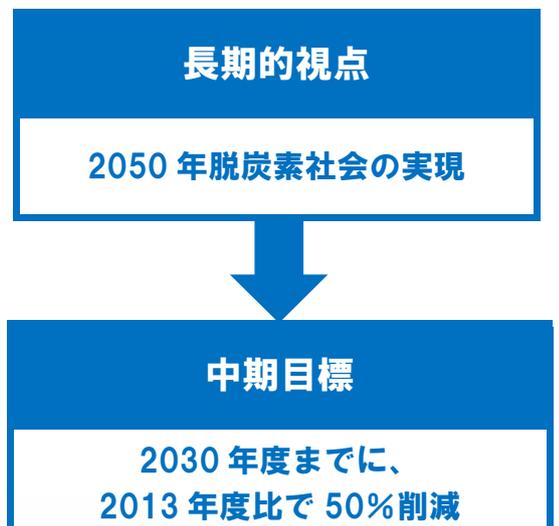


図 2-7 温室効果ガス総排出量削減の目標



## 第5節 温室効果ガス削減・抑制のための取り組み

### 1. 基本目標

本町の将来像「いつまでも“ゆかしい”まち 三春」の実現のため、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

#### 基本目標 1

#### 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、自然と共生した再生可能エネルギーの利用の促進に積極的に取り組みます。

#### 基本目標 2

#### 省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・町民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組、双方を推進していきます。

#### 基本目標 3

#### 脱炭素型まちづくりの推進

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した脱炭素型のまちづくりが必要とされます。また、建物自体の脱炭素型への転換も重要です。このほか、吸収源となる森林の保全にも配慮することがカーボンニュートラル実現のためには必要となっています。

再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、町の長期計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、脱炭素型まちづくりを推進していきます。

#### 基本目標 4

#### 循環型社会の推進

5R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用・断る・修理）の取組によるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

三春町では、田村西部環境センターの余熱利用による入浴施設へのお湯の供給や、清掃センターでの缶やペットボトル等の再生利用にかかる中間処理など、循環型社会に向けた取組を推進していきます。

#### 基本目標 5

#### 適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取組が必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

#### 基本目標 6

#### 多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、脱炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

## 2. 町の施策と取り組み

### (1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本町で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
いつまでも“ゆかしい”まち 三春	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①太陽光発電等の普及促進
	②多様な再生可能エネルギーの活用の推進
2. 省エネルギーの推進	①事業者の省エネルギーの推進
	②町民の省エネルギーの推進
	③町の省エネルギーの推進
3. 脱炭素型まちづくりの推進	①移動手段の脱炭素化の推進
	②吸収源となる森林・緑地の保全・活用
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
5. 適応策の推進	①適応型農業の推進
	②適応型防災対策の推進
	③適応型健康対策の推進
6. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成
	②体験・学習の場の創出

## (2) 施策・事業

### 基本目標 1

### 再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策と指標	現状値 (H25~R5)	目標値 (R6~R12)
①太陽光発電等の普及促進 指標：福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援 補助金実績件数（町内の一般住宅）	383 件 (35 件/年)	252 件 (36 件/年)
②多様な再生可能エネルギーの活用の推進 指標：町の新たな再生可能エネルギーの導入施設数	0 件	1 件

#### 取組

#### ①太陽光発電等の普及促進

- 太陽光発電システム・蓄電池等の事業者・町民への設置支援
- 公共施設への太陽光発電システム・蓄電池の率先的導入
- 再生可能熱エネルギーの導入推進
- ソーラーシェアリング（営農発電）の推進
- 防災拠点への自立分散型エネルギーシステムの導入

#### 取組

#### ②多様な再生可能エネルギーの活用の推進

- 森林資源の木質バイオマスへの利活用
- 公共施設への木質バイオマスの積極的活用
- 再生可能エネルギーのポテンシャル調査
- 低炭素水素サプライチェーンの構築
- 広域連携による再生可能エネルギーの供給

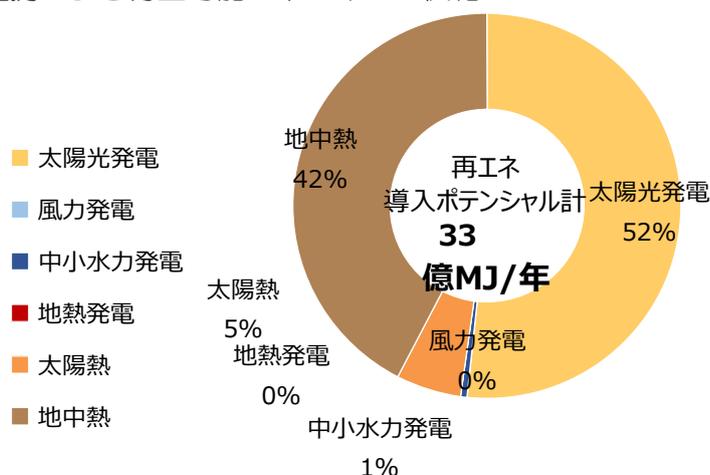


図2-8 三春町におけるエネルギー毎の再エネ導入ポテンシャル

※環境省の「自治体排出量カルテ」から引用

※ポテンシャル算出の関係上、上記グラフに木質バイオマスは含まれておりません。

## 基本目標 2

## 省エネルギーの推進

施策と指標	現状値 (R3)	目標値 (R12)
①事業者の省エネルギーの推進 指標：「ふくしまゼロカーボン宣言事業(事業所版)」 (※1)の参加事業所数	事業所版 0	事業所版 30
②町民の省エネルギーの推進 指標：町の家計部門の二酸化炭素排出量	24 千 t-CO <sub>2</sub>	16 千 t-CO <sub>2</sub>
③町の省エネルギーの推進 指標：町の事務事業からの温室効果ガス排出量	4,212 千 t-CO <sub>2</sub>	2,629 千 t-CO <sub>2</sub>

### 取組

#### ①事業者の省エネルギーの推進

- 「ふくしまゼロカーボン宣言」事業（事業所版）への参加促進
- 省エネルギー診断の促進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- エコドライブの推進

### 取組

#### ②町民の省エネルギーの推進

- 「デコ活」への参加促進
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- エコドライブの推進

### 取組

#### ③町の省エネルギーの推進

- 「第3次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組推進
- J-クレジットを活用した環境価値の創出

※1 「ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）」とは

県内すべての事業所に取り組むものとして、県が示す地球温暖化対策に取り組むことを事業所に「宣言」してもらい、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図る事業です。

【参考】福島県地球温暖化対策ポータルサイトより



福島県地球環境保全キャラクター  
エコたん

**基本目標 3****脱炭素型まちづくりの推進**

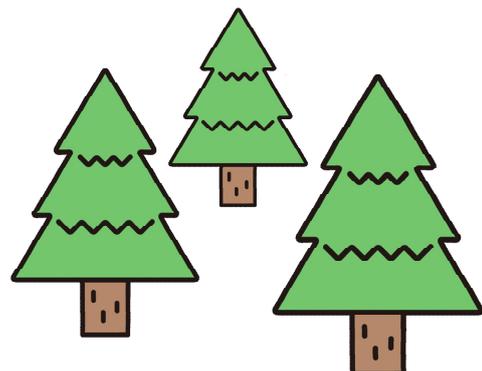
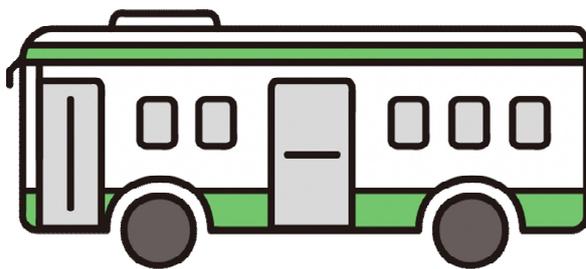
施策と指標	現状値（R5）	目標値（R12）
①移動手段の脱炭素化の推進 指標 1：町営バス1便あたりの平均乗車人数 指標 2：EV自動車台数	2.3人/便 52台	5.4人/便 100台
②吸収源となる森林・緑地の保全・活用 指標：森林経営管理制度による経営管理権集積計画を作成した面積	0ha	15ha

**取組****①移動手段の脱炭素化の推進**

- 公共交通・自転車利用の促進
- 公共交通路線の整備推進
- 交通円滑化のための整備推進
- 自転車走行空間の確保推進
- 次世代自動車の購入促進
- EV充電設備、水素ステーション等設置促進
- 公共交通サービスの効率化

**取組****②吸収源となる森林・緑地の保全・活用**

- 生物多様性に配慮した緑地の保全及び外来種への対応
- 森林経営活動の促進
- 都市部や事業者との連携によるカーボンオフセットを活用した森林経営活動



**基本目標 4****循環型社会の推進**

施策と指標	現状値 (R4)	目標値 (R12)
①ごみの減量化・資源化促進		
指標 1: 町全体のごみ焼却量 (年間)	4,287 t	3,737t
指標 2: 1人1日当たりのごみ排出量	984 g	890 g
指標 3: 町全体のリサイクル率	14.69%	16.00%

**取組****①ごみの減量化・資源化促進**

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再使用・資源化の取組の推進
- 未分別品目の再資源化の検討
- プラスチックごみリサイクル体制の構築



## 基本目標 5

## 適応策の推進

施策と指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①適応型農業の推進 指標：有機農業取組面積	0.45ha	1.5ha
②適応型防災対策の推進 指標：地区防災計画策定数	7地区	13地区
③適応型健康対策の推進 指標：クーリングシェルター指定数	公共施設12カ所 民間施設6カ所	公共施設20カ所 民間施設10カ所

### 取組

#### ①適応型農業の推進

- 気候変動に応じた農業技術の情報収集、啓発の推進
- 防災・減災に考慮した農業用施設の整備推進
- 農地の多面的機能の維持

### 取組

#### ②適応型防災対策の推進

- ハザードマップの作成・周知
- 治山・治水対策の推進
- 防災に関する情報の提供の推進

### 取組

#### ③適応型健康対策の推進

- 熱中症予防の啓発と注意喚起
- 感染症等の予防・対策推進
- クーリングシェルの指定、体制整備



**基本目標 6****多様な人々が取り組む環境づくり****●指標**

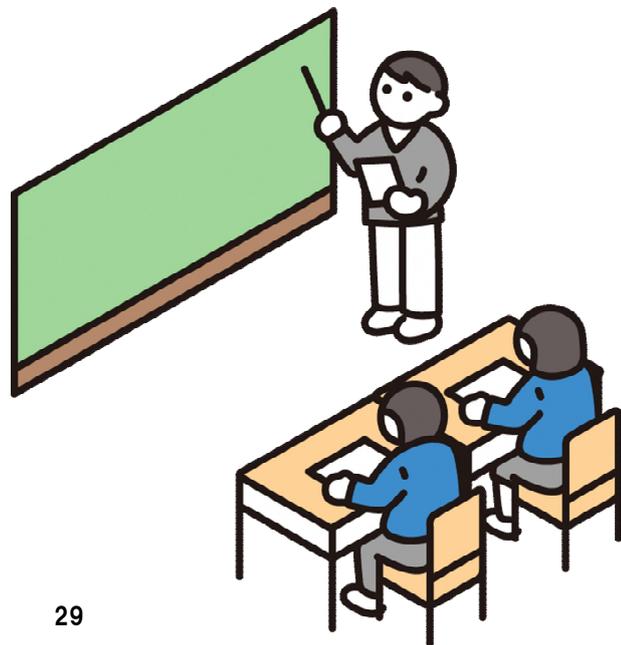
施策と指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①情報交換の場の醸成 指標：地球温暖化対策のイベント実施回数と参加者数（事業者と連携）	1回／年 26名	2回／年 計100名
②体験・学習の場の創出 指標：環境講座実施件数	1件／年	3件／年
①、②共通 指標：イベントや環境学習開催時等のアンケートによる、温室効果ガスの削減に具体的な取組みをしている、又は取組む意欲のある町民の割合	—	100%

**取組****①情報交換の場の醸成**

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 町民・事業者・町の情報交換の場の醸成

**取組****②体験・学習の場の創出**

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進



### 3. 町民・事業者の取り組み

町民・事業者が、町の施策・事業に伴うそれぞれの取組を自主的に推進していけるよう、町により普及啓発をしていきます。

#### 住民の取組（例）

##### ①省エネ・ごみ減量

- ・「デコ活」に賛同する。
- ・こまめな消灯など、日常生活での省エネを意識した行動を習慣にする。
- ・LEDやエネルギーの少ない家電を選択する。
- ・うちエコ診断を活用する。
- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用する。（ウォークビズ実施）
- ・自動車運転時はエコドライブを心掛ける。
- ・5R（リデュース、リユース、リサイクル、リペア、リフューズ）に取り組む。

##### ②再生可能エネルギー

- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池などの導入に努める。
- ・次世代自動車の導入に努める。
- ・建て替え時などに「スマートハウス、ZEH」を検討する。

##### ③気候変動への適応

- ・暑さ指数(WBGT)を確認して熱中症に備える。
- ・災害への備えを確認しておく。

#### 事業者の取組（例）

##### ①省エネ・ごみ減量

- ・「ふくしまゼロカーボン宣言」に参加する。
- ・クールビズ・ウォームビズを実施する。
- ・省エネ診断を受診する。
- ・設備の適切な運転管理と保守点検を実施する。
- ・設備機器の更新などの際には、BEMSや高効率設備機器等の導入に努める。
- ・「デコ活」に賛同する。
- ・自動車運転時はエコドライブを心掛ける。
- ・共同配送など、物資輸送の省エネ化に努める。
- ・包装や梱包材などの省資源化、リサイクルに努める。

##### ②再生可能エネルギー

- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池などの導入に努める。
- ・次世代自動車の導入に努める。
- ・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを活用した事業開発に努める。

##### ③気候変動への適応

- ・暑さ指数(WBGT)を確認して熱中症に備える。
- ・災害への備えを確認しておく。
- ・災害防災協定を締結する。

## 第6節 地域脱炭素化促進区域

### 1. 促進区域について

地球温暖化対策の推進に関する法律では、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めることが努力義務とされています。

促進区域は、地域の資源である再エネポテンシャルの活用促進にあたり、再エネ導入目標や環境上の配慮事項などについて地域で合意形成を行うことで、再エネ導入を容易にすることを目的としています。例えば、太陽光発電であれば、地域内で景観や光害などの問題について協議を行い、導入のルールや目標を定めるなどして、導入の円滑化を図ります。

促進区域の設定にあたっては、国基準、都道府県基準を基に候補となるエリアを確認し、さらに市町村が環境保全の観点や社会的配慮等の観点から候補エリアを絞り込み、その中から範囲を設定することになります。

促進区域の範囲内で行われる再エネ導入については、環境影響評価の配慮書手続きの省略や行政上の手続きのワンストップ化等の優遇措置が講じられます。

### 2. 促進区域の候補となるエリア

促進区域は、再エネ導入を積極的に促進する範囲であることから、自然環境の保全や防災上の問題がある範囲は、促進区域から除外すべき区域とされます。

国及び県は、除外すべき区域の基準や市町村が考慮すべき区域・事項を定めることとなっています。国基準を、図2-7に示します。また、促進区域の候補エリアについて、図2-8に示します。

#### 国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法
			地すべり防止区域	地すべり等防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

図2-9 促進区域に係る国基準

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第4版）

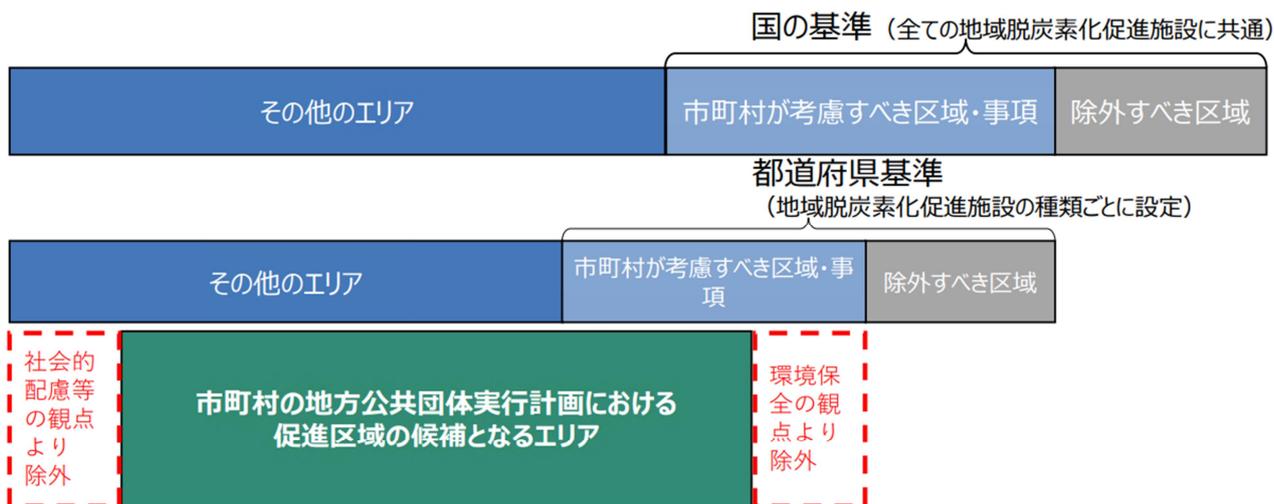


図 2-10 促進区域の候補となるエリア

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第4版）

### 3. 三春町の促進区域設定の目的と内容

三春町では、太陽光発電について、PPA やゼロ円ソーラーによる初期投資費用がかからない導入方式を活用して事業者及び家庭での太陽光発電導入を促進する方針です。

しかし、太陽光発電には、景観や光害等の問題が生じる場合があり、また整備にあたって森林伐採や土工事を伴うメガソーラーについては、自然環境の保全や防災上の配慮も必要となります。

そのため、促進区域の設定は、国と県の基準により除外すべきとしている区域を除き、さらに環境保全の観点や社会的配慮等の観点から候補エリアを絞り込んだ中で、町が所有する公共施設の屋根及び町が所有する土地に設定するものとします。そして今後、地域ごとに事業者・地域住民と連携しながら配慮事項等を整理し、範囲の拡大を図るものとします。

なお、促進区域内であっても、三春町が定める「美しいまちをつくる三春町景観条例太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン」で想定する①立地を避けるべきエリア、②慎重な検討が必要なエリアに該当する場合は除くものとします。

対象とする再生可能エネルギーの種類

- 太陽光発電

三春町の促進区域

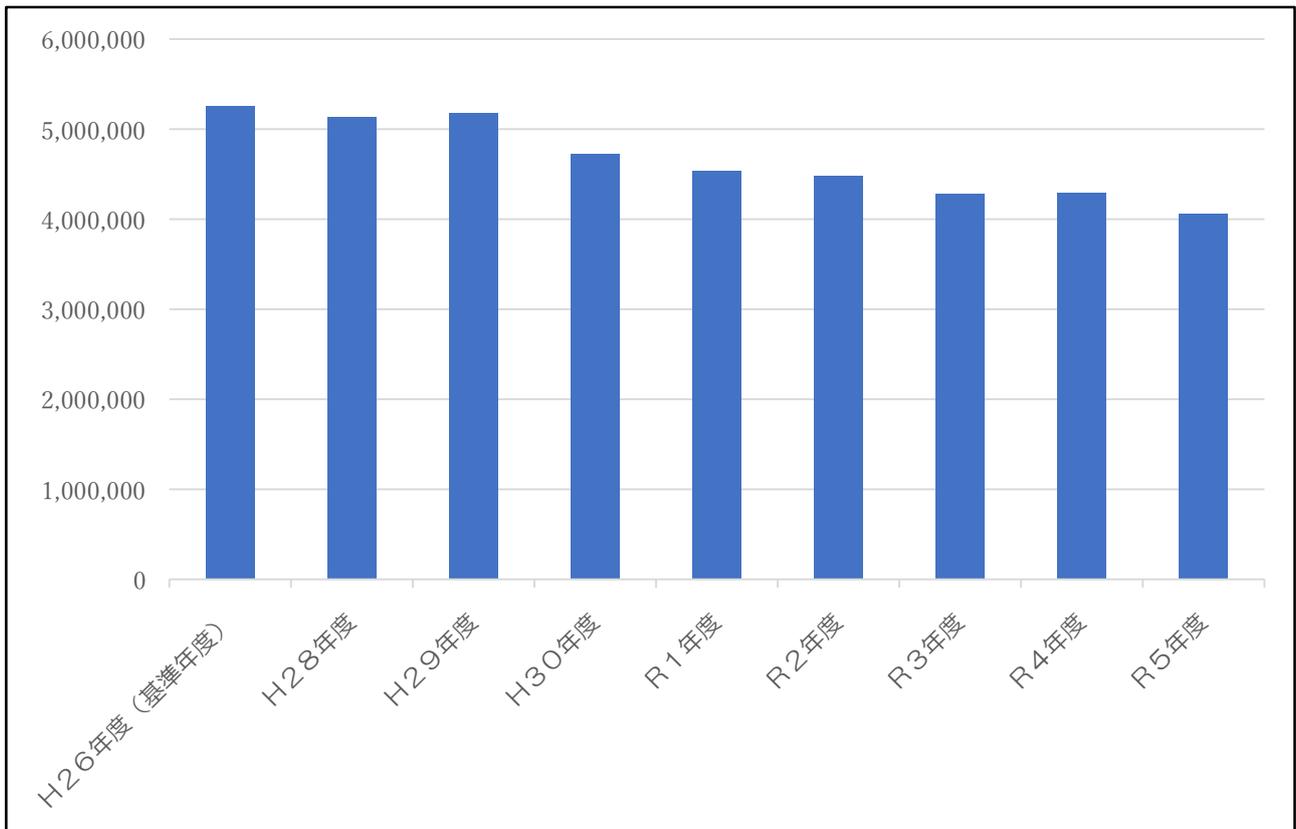
- 町が所有する公共施設の屋根
- 町が所有する土地

## 第3章 事務事業編

### 第1節 基本的事項

#### 1. 温室効果ガス排出量の推移

近年の温室効果ガス排出量（平成28（2016）年度～令和5（2023）年度）は次のとおりで、基準年度とR5年度を比較すると1,199,504（kg-CO<sub>2</sub>）減少しています。



	H26年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
CO <sub>2</sub> 排出量	5,259,236	5,135,387	5,176,191	4,725,683	4,532,669	4,475,063	4,283,109	4,291,213	4,059,732

図表3-1 温室効果ガス排出量の推移

(kg-CO<sub>2</sub>)

## 2. エネルギー使用量の推移

近年の各エネルギー使用量（平成28（2016）年度～令和5（2023）年度）は、次のとおりでした。

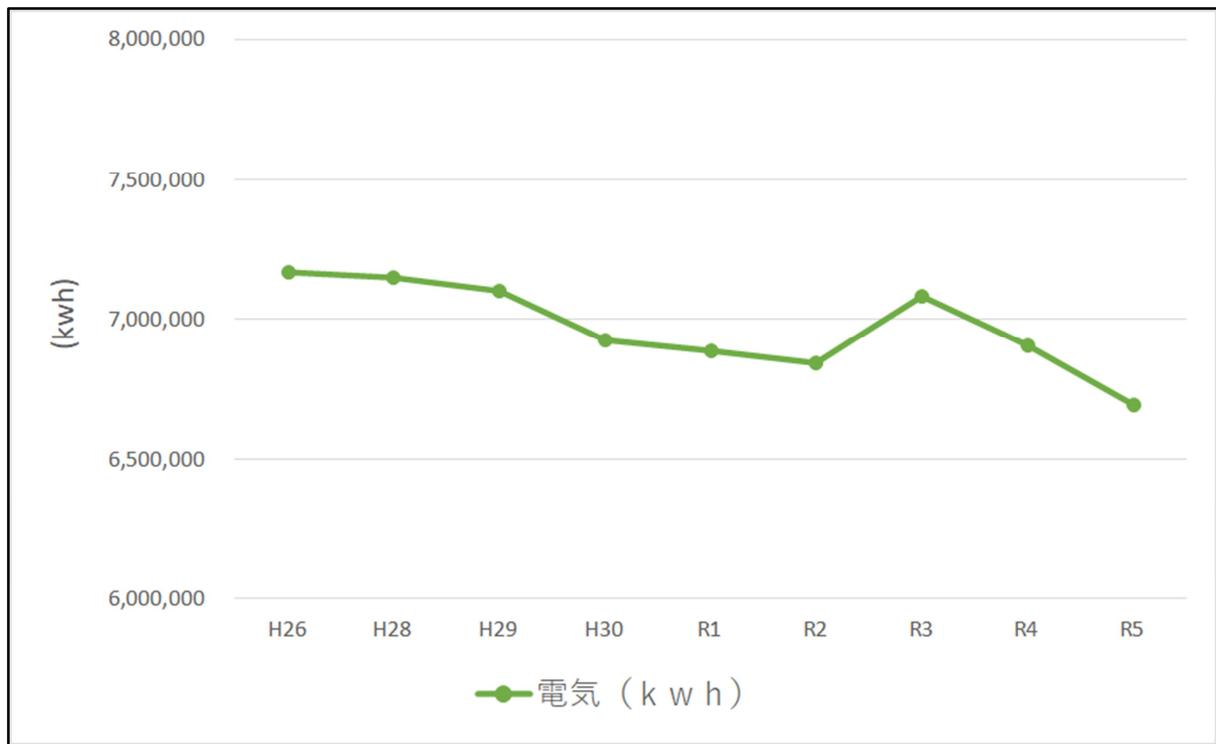


図3-1 電気使用量の推移

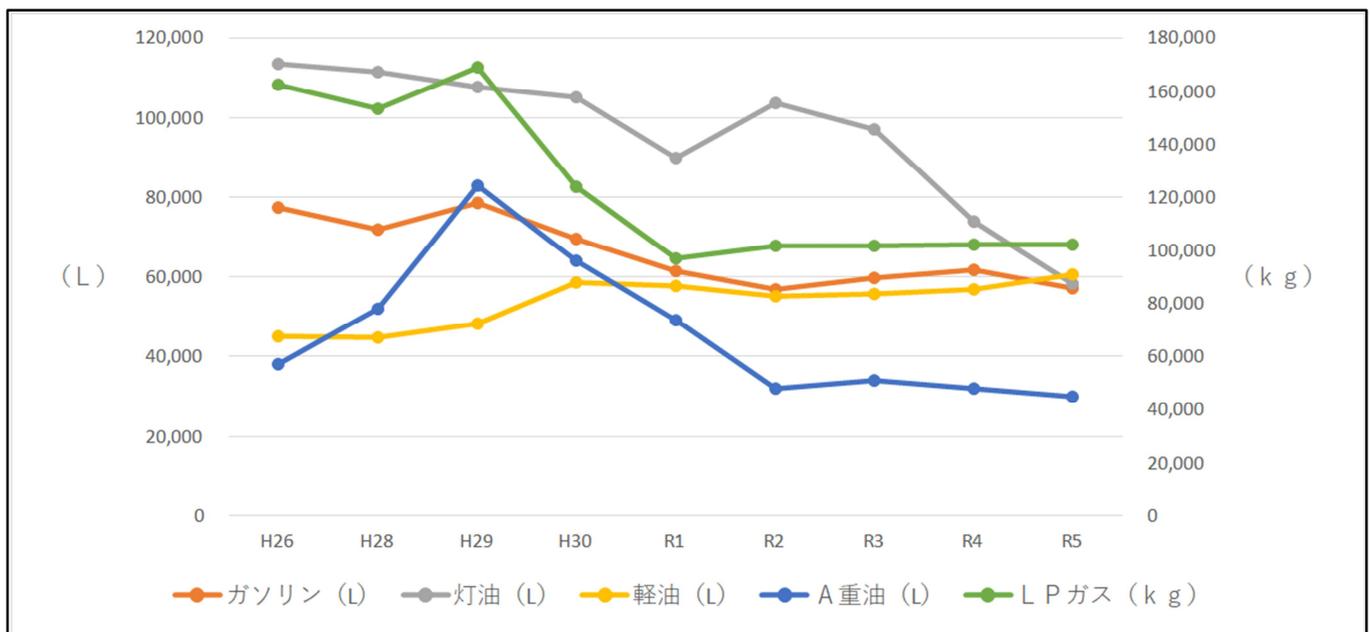
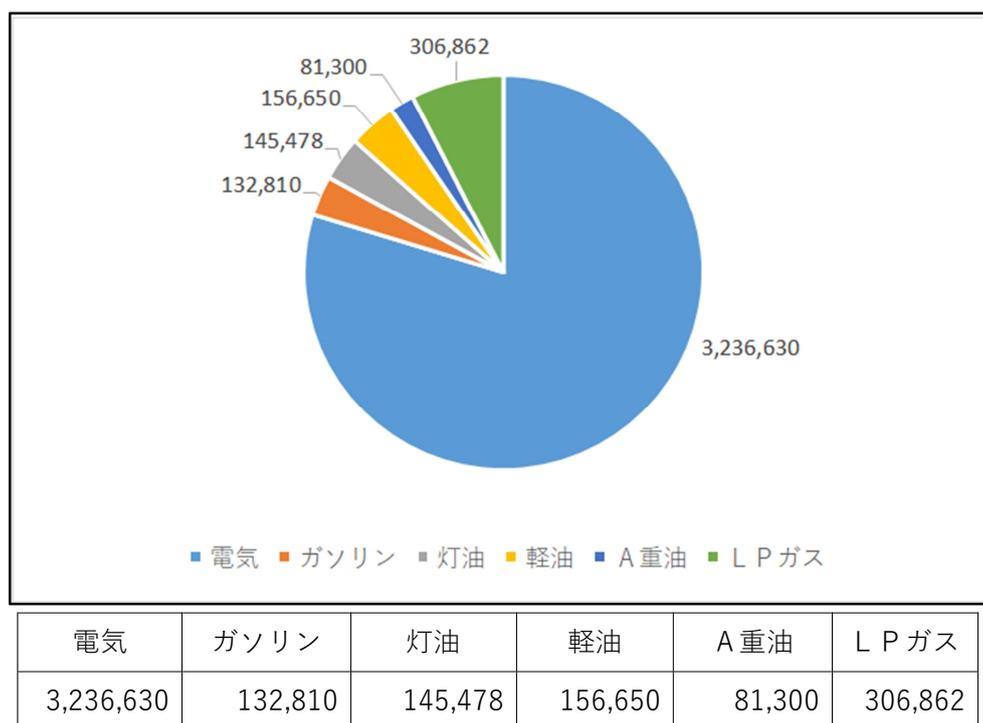


図3-2 燃料等使用量の推移

**表3-1 エネルギー使用量の推移**

	電気 (kwh)	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	LPGガス (kg)
H26	7,163,619	77,361	113,368	45,162	38,000	162,516
H28	7,147,673	71,984	111,486	44,670	52,000	153,503
H29	7,098,935	78,612	107,676	48,306	82,900	169,164
H30	6,921,580	69,716	105,172	58,515	64,000	123,838
R1	6,884,791	61,475	89,857	57,797	49,000	96,846
R2	6,841,993	56,815	103,535	55,238	32,000	101,740
R3	7,080,569	59,903	97,023	55,664	34,000	101,571
R4	6,904,118	61,813	73,799	56,919	32,000	102,011
R5	6,695,832	57,246	58,425	60,717	30,000	102,287



**図表3-2 令和5年度のエネルギー別CO2排出量 (kg-CO2)**

### 3. 計画の対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、三春町が行う全ての事務事業とし、全ての組織及び施設（上下水道施設や指定管理者制度等により外部に委託している施設も含める）を対象とします。

※田村西部環境センター（ごみ焼却施設）は令和5年度より町の管理となりましたが、データ集計のなかで、除外しています。

### 4. 温室効果ガス排出量の削減目標

平成26（2014）年度の基準年度に対し、2030年度は**50%**の削減を目指します。

	2014年 (基準年度)	2023年 (実測値)	2030年
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	5,259,236	4,059,730	2,629,618
基準年度からの削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )	—	▲ 1,199,506	▲ 2,629,618
基準年度からの削減率	—	▲22.8%	▲50.0%

## 第2節 温室効果ガス削減・抑制のための取り組み

### 1. 職員共通の取り組み

本計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組みを励行することが重要です。また、省エネ・省資源に取り組むことは、温室効果ガスのみならず、行政コストの削減につながることを意識して職務を遂行することが必要です。

#### 【日常業務に関する取組み】

項目	取組内容
空調	<input type="checkbox"/> 冷房温度設定の目安を、熱中症予防の観点も踏まえ、冷房時の外気温や湿度、体調等を考慮しながら無理のない範囲で冷やしすぎない室温管理を心がける。 <input type="checkbox"/> 暖房温度設定の目安を、体調等を考慮しながら、無理のない範囲で、暖めすぎない温度管理を心がける。 <input type="checkbox"/> 各課（室）の最終退庁者は必ず空調が停止していることを確認する。 <input type="checkbox"/> 空調だけに頼らず、外気の入入れにより室温を調整する。
給排水・給湯	<input type="checkbox"/> 給湯器の温度設定に注意し、必要最小限の使用を心がける。 <input type="checkbox"/> お湯はガスで沸かす。また、電気ポットによる保温は低めの温度に設定し、使用しないときはプラグを抜く。
照明	<input type="checkbox"/> 使用していない会議室、更衣室、トイレ等は消灯する。 <input type="checkbox"/> 事務に支障がない範囲で、昼休みの消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> ノー残業デーを遵守し、時間外勤務時の消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> 各課（室）の最終退庁者は必ず消灯を確認する。
エレベーター	<input type="checkbox"/> 荷物の運搬時等を除き、エレベーターの使用を控える。
事務機器	<input type="checkbox"/> 外出等により 15 分以上使用しないパソコンは電源を切る。 <input type="checkbox"/> OA 機器、コピー機等の機器類は節電待機モードの切り替えを行う。
公用車	<input type="checkbox"/> エコドライブを心がけ、急発進や不要なアイドリングをしない。 <input type="checkbox"/> 不要な荷物を積んだままにしない。 <input type="checkbox"/> 近距離の移動はできる限り徒歩や自転車を使用する。

#### 【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	<input type="checkbox"/> 両面コピーや集約コピー、裏面利用を徹底する。 <input type="checkbox"/> 資料の共有化や簡略化を図る。 <input type="checkbox"/> 庁内LANを有効に利用し、ペーパーレス化を推進する。
廃棄物 リサイクル	<input type="checkbox"/> ごみの排出抑制を図り、排出ゴミの分別、資源化を徹底する。特に紙類の再資源化を徹底する。 <input type="checkbox"/> マイバッグ、マイ箸、マイボトル持参を心がけ、レジ袋、割り箸、ペットボトル等、ごみになるものを持ち込まないよう努める。 <input type="checkbox"/> 封筒などの再利用を心がける。 <input type="checkbox"/> プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。
物品購入	<input type="checkbox"/> 物品等の購入にあたっては、環境負荷の少ない物品の購入に努める（グリーン購入の推進）。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

## 2. 庁舎・施設管理等での取り組み

温室効果ガスを削減するには、職員の省エネ・省資源に関する取り組みだけでは限りがあります。より効果的に温室効果ガスを削減するには、施設設備・機器の保守管理や運用改善が必要です。また、設備・機器の導入、更新にあたっては、省エネ・高効率のものを選ぶことも重要です。これらの庁舎・施設管理等における温室効果ガス削減のための取組事例としては、一般的に次の例が挙げられます。

### 【施設等の保守・管理に関する項目】

項目	取組内容
熱源	<input type="checkbox"/> 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 <input type="checkbox"/> 冷却塔充てん剤の清掃 <input type="checkbox"/> 冷却水の適正な水質管理
空調	<input type="checkbox"/> 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	<input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な保守及び点検

### 【施設等の設備・機器の運用改善に関する項目】

項目	取組内容
熱源	<input type="checkbox"/> 冷温水出口温度の適正化 <input type="checkbox"/> 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 <input type="checkbox"/> 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 <input type="checkbox"/> 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 <input type="checkbox"/> 熱源機の運転圧力の適正化 <input type="checkbox"/> 熱源機の停止時間の電源遮断 <input type="checkbox"/> 熱源機のブロー量の適正化 <input type="checkbox"/> 燃焼設備の空気比の適正化
空調	<input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気取入停止 <input type="checkbox"/> 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 <input type="checkbox"/> 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 <input type="checkbox"/> 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	<input type="checkbox"/> 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 <input type="checkbox"/> 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	<input type="checkbox"/> コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） <input type="checkbox"/> 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	<input type="checkbox"/> 施設の新築や増改築、設備機器の補修改修時における、再生可能エネルギー導入の検討

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 【施設等の建物省エネに関する項目】

項目	取組内容
建物	<input type="checkbox"/> 高断熱ガラス・二重サッシの導入 <input type="checkbox"/> 断熱塗料の導入 <input type="checkbox"/> 新築・改築時のZEB化

**【施設等の設備・機器の導入、更新、省エネ化に関する項目】**

項目	取組内容
熱源	<input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 <input type="checkbox"/> 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 <input type="checkbox"/> ヒートポンプシステムの導入 <input type="checkbox"/> ポンプ台数制御システムの導入 <input type="checkbox"/> ポンプの可変流量制御システムの導入 <input type="checkbox"/> 熱源機の台数制御システムの導入 <input type="checkbox"/> 大温度差送風・送水システムの導入 <input type="checkbox"/> 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	<input type="checkbox"/> 空調対象範囲の細分化 <input type="checkbox"/> 可変風量制御方式の導入 <input type="checkbox"/> ファンへの省エネベルトの導入 <input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 <input type="checkbox"/> 全熱交換器の導入 <input type="checkbox"/> スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<input type="checkbox"/> エネルギー損失の少ない変圧器への更新 <input type="checkbox"/> デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<input type="checkbox"/> 高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新 <input type="checkbox"/> 照明対象範囲の細分化 <input type="checkbox"/> 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 <input type="checkbox"/> 人感センサーの導入 <input type="checkbox"/> LED照明への更新
エレベータ	<input type="checkbox"/> インバータ制御システムの導入 <input type="checkbox"/> 人感センサーの導入
公用車	<input type="checkbox"/> 低燃費・低公害車（ハイブリッド車、電気自動車）の導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

**【再生可能エネルギーに関する取組み】**

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	<input type="checkbox"/> 太陽光発電をはじめとする、再生可能エネルギーの導入、活用 （各施設の温暖化対策に係る目標達成状況の評価は、発電条件等を考慮し個別に検証のうえ行う。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民体育館</li> <li>・三春交流館「まほら」</li> <li>・沢石小学校</li> <li>・中郷小学校</li> <li>・岩江中学校</li> <li>・三春町役場</li> <li>・岩江こども園</li> </ul> （「福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業」により導入）

**【その他】**

項目	取組内容
電力自由化に伴う電力の選択の検討	<input type="checkbox"/> 電力消費によるCO2排出量削減のため、再生可能エネルギー供給電気事業者の選択も視野に検討を行う。

## 第4章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1. 区域施策編

地域の地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する町民や事業者等が協働して対策に取り組むことを通じて、より大きな効果を上げることが可能となります。

町が中心となって、国や県と連携をとりつつ、町民や事業者など地域のステークホルダーとパートナーシップを形成し、取り組んでいきます。

三春町では、庁内組織である「三春町地球温暖化対策推進会議」において、町が実施する地球温暖化対策に関する各種施策の調整を図り、また、町民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動につながる取組みに関する提案や協議、情報交換を行っていきます。

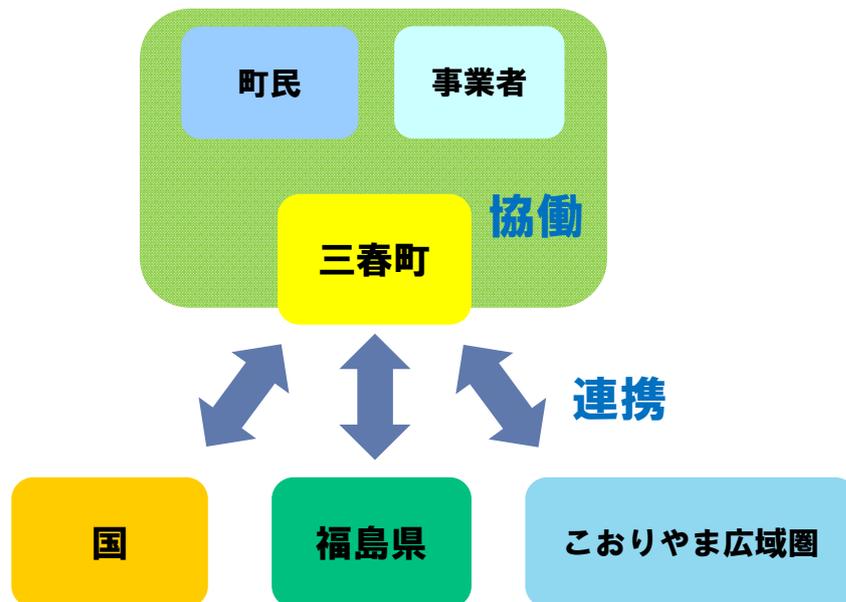


図 4-1 推進体制図（区域施策編）

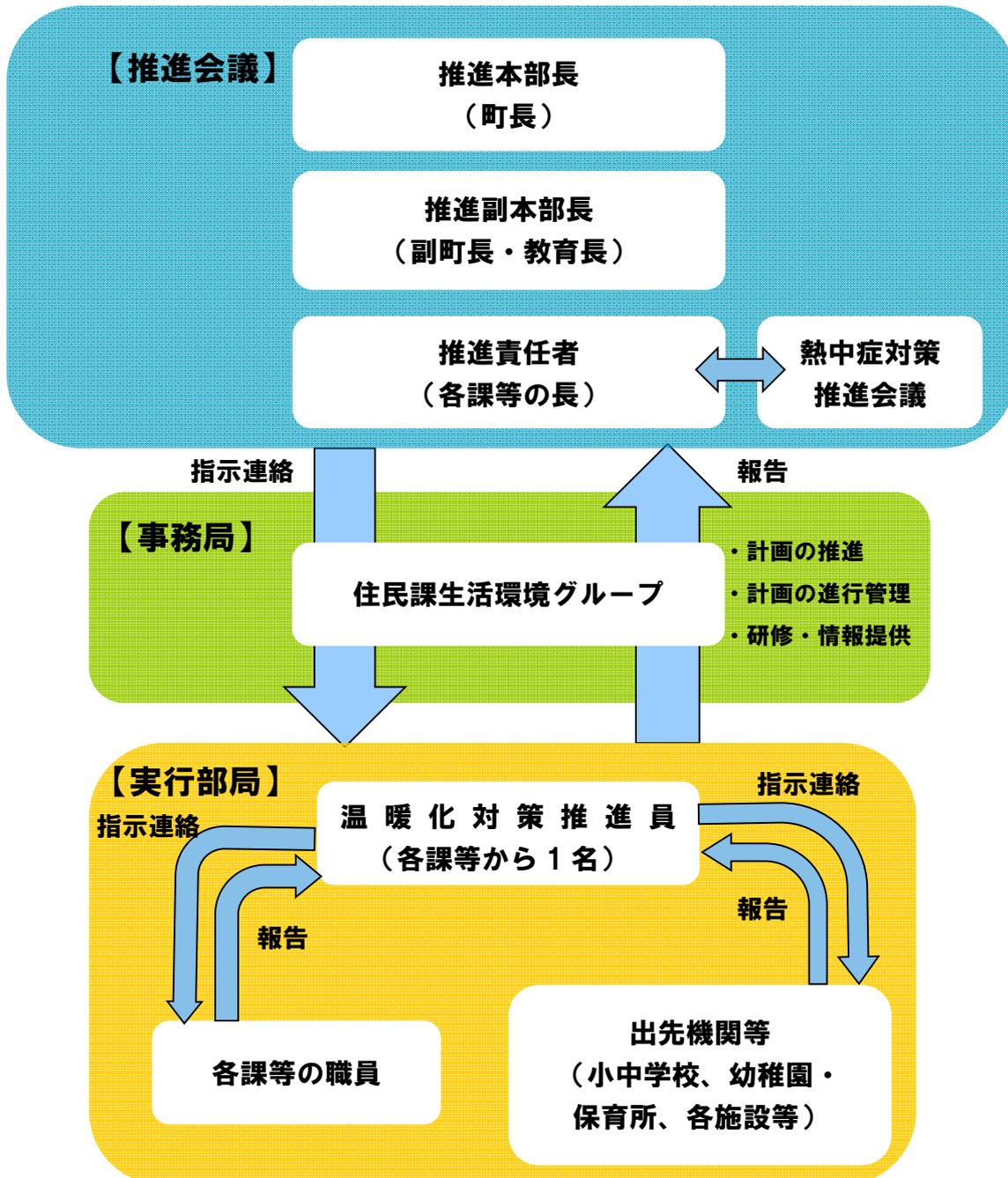
## 2. 事務事業編

### (1) 温暖化対策推進会議

職員が一丸となって計画を推進するため、庁内に温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議の構成は次のとおりとし、推進本部長は必要に応じ推進会議を開催し計画推進を図ります。

なお、「熱中症対策推進会議」についても推進会議の中で併せて取り組んでいきます。



※推進会議の構成員は、課長連絡会と同じです。

※推進本部長は、毎週定期的に行われる課長連絡会（推進会議）において適宜計画推進を図ります。

※具体的な推進活動は、各課等の長が推進責任者となって行います。

## (2) 温暖化対策推進員

各課等に温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、推進責任者を補佐します。推進員は、課内の職員のほか、出先機関や指定管理者制度等により外部に委託している施設に温暖化対策推進の指示・連絡を行います。

※推進責任者は、事務局が定める期日までに推進員を決め、事務局に報告するものとします。

## 第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

### PDCA サイクルによる計画の進捗管理

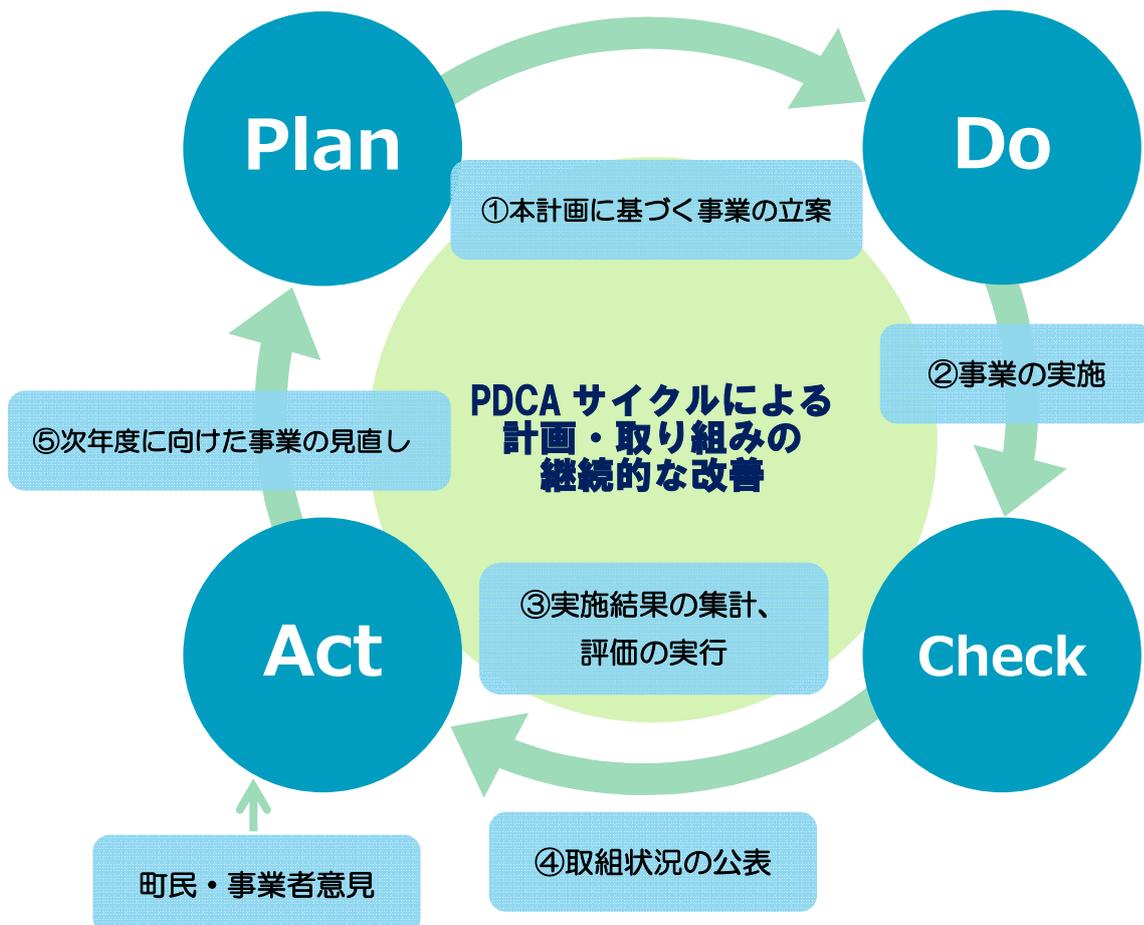


図 4-2 PDCA サイクルによる計画の進行管理

### 【英数字】

#### ●BEMS

「Building Energy Management System」の略で、日本語では「ビルエネルギー管理システム」と称される。省エネと快適性の実現を目的とし、電力使用量の可視化によって、ビルの設備や環境、エネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステム。

#### ●EV

「Electric Vehicle」の略で、電気自動車のこと。

#### ●HEMS

「Home Energy Management System」の略で、住宅のエネルギーを管理するシステムの総称。家庭の電気設備や家電製品をスマートフォンなどで見える化したり、家電機器を自動制御するなどして、エネルギーを上手に節約するためのシステム。

#### ●IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

#### ●LED

Light Emitting Diodeの略。一方向に電圧を加えたときに発光する半導体素子のこと。発光ダイオードとも呼ばれる。この発光原理を利用した照明ランプは低い消費電力で大きな光エネルギーを得られること、また寿命が長いことから、省エネルギーや地球温暖化対策の観点から、蛍光灯からLED照明器具への切り替えが推進されている。

#### ●PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）の4つの工程でサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

#### ●PPA

発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み。

## ●ZEH

net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということです。

## ●5R

「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再利用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」「リフューズ（Refuse=断る）」「リペア（Repair=修理）」の頭文字をとって呼ばれる、廃棄物処理やリサイクルに関する考え方。

## 【あ 行】

### ●ウォークビズ

歩きやすい靴や服装を選んで出勤する新しいワークスタイル。福島県では今年4月からウォークビズを推進している。心身の健康づくりとなるだけでなく、自家用車を使わないことで、地球温暖化対策にも貢献する。

### ●ウォームビズ

クールビズの秋冬版で、暖かい服装を着用し暖房に頼りすぎないビジネススタイル。暖房時の室温を20℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

### ●うちエコ診断

国の委託を受けて地球温暖化防止活動推進センターが行う家庭での省エネ・温暖化対策支援策。うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO<sub>2</sub>排出削減のコンサルティングを行う。各家庭の「どこから」「どれだけ」CO<sub>2</sub>が排出されているのかを見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案を行う。

### ●エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組み。現在、民主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践されている。

## 【か 行】

### ●カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

### ●カーボンニュートラル

使用エネルギーの化石燃料等から再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーの推進、緑化（森林保全）の取組み等によって、温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。

### ●クーリングシェルター

気候変動適応法に基づいて、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。

### ●クールビズ

地球温暖化対策の一環として2005年に政府が提唱した、夏期における衣服の軽装化キャンペーン。ネクタイや上着をなるべく着用せず（ノーネクタイ・ノー上着）、冷房時の室温を28℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

### ●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境に優しいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。

### ●こおりやま広域連携中枢都市圏

郡山市と三春町を含む近隣17市町村が、少子高齢・人口減少社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、連携協約を締結して市町村を越えた広域的な取組みを行うために形成された圏域。

## 【さ 行】

### ●再生可能エネルギー

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と比較して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力、バイオマス、地熱などがあげられる。化石燃料や原子力エネルギーは、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが推進されている。

### ●次世代自動車

窒素酸化物（Nox）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。普及が進んでいるハイブリッド自動車や電気自動車のほか、燃料電池自動車や天然ガス自動車などがある。

### ●循環型社会

20世紀後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方によって、資源・エネルギーの循環的な利用がなされ、環境負荷の少ない社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に日本では「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会を構築する方法として、「ごみを出さない」「出たごみはできるだけ利用する」「利用できないごみは適正に処分する」の3つを示している。

### ●ソーラーシェアリング

農作物に一定の光が届くよう、農地の上に間隔をあけて太陽光パネルを並べて農作物と電力の両方を得ようとする事。

## 【た 行】

### ●地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

### ●デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と生活・活動を組み合わせた新しい言葉。

## ●トップランナー基準

製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく措置。トップランナー基準は、自動車の燃費基準や家電・OA機器等の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が高くなる商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にするというもの。

## 【な 行】

### ●燃費基準達成車

省エネ法に基づきトップランナー方式により設定された目標年度における自動車の燃費目標基準を達成、または一定割合以上超過達成している自動車。燃費基準達成車は自動車税、自動車重量税、自動車取得税の優遇措置がある。（エコカー減税）

## 【は 行】

### ●パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること」（1.5℃目標）としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

### ●福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す取組み。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大を目指す。

## 【ま 行】

### ●木質バイオマス

本来、木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の代表的な温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石油・石炭などの化石燃料の代替エネルギー源として使用すれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。木質バイオマスの燃焼による発電や熱利用など、再生可能エネルギーとしての利用が全国各地で進んでいる。

第3次三春町地球温暖化対策実行計画  
(区域施策編・事務事業編)  
令和7(2025)年9月

福島県三春町